

第3回総務文教常任委員会会議録

平成28年2月23日（火）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午後 1時50分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●総務課

- ①きよさと情報交流施設条例の制定について
- ②清里町課設置条例の制定について
- ③平成27年人事院勧告に基づく条例の一部を改正する条例（関係条例3条例）について
- ④地方公務員法の一部改正に伴う条例の一部を改正する条例（関係条例2条例）について
- ⑤行政不服審査法の施行に伴う関係条例（8条例）の整備に関する条例について
- ⑥清里町基金条例の一部を改正する条例について
- ⑦清里町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例の一部を改正する条例について
- ⑧清里町過疎地域自立促進市町村計画（案）について
- ⑨清里町公共施設等総合計画（素案）について
- ⑩清里町若者雇用拡大奨励金交付要綱について
- ⑪清里町若者・若者世帯居住推進家賃補助要綱について
- ⑫平成27年度一般会計補正予算（第5号）の概要について
- ⑬平成28年度清里町予算の概要について
- ⑭平成28年度一般会計当初予算主要施策事業（総務課所管分）について

●生涯教育課

- ①平成27年度一般会計補正予算（生涯教育課所管分）について
- ②平成28年度一般会計当初予算主要施策事業（生涯教育所管分）について

●消防清里分署

- ①平成27年度一般会計補正予算（清里分署所管分）について
- ②平成28年度一般会計当初予算（清里分署所管分）について
- ③救急活動状況及び傷病程度別搬送人員について

2. 議会費予算について

- ①平成27年度一般会計補正予算及び平成28年度一般会計当初予算（議会費分）

3. 意見書の検討について

- ①給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費の時短の軽減を求める意見書

4. 次回委員会の開催について

5. その他

○出席委員（7名）

委員長	勝 又 武 司	副委員長	加 藤 健 次
委 員	村 島 健 二	委 員	池 下 昇
委 員	河 口 高	委 員	堀 川 哲 男
委 員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■総務課長	澤本 正弘	■総務課参与	本松 昭仁
■総務G総括主査	宮津 貴司	■企画財政G総括主査	泉井 健志
■総務G主査	鈴木由美子	■総務G主査	吉本 淳
■企画財政G主査	横畠 敏樹		
■生涯教育課長	伊藤 浩幸	■社会教育主幹	原田 賢一
■学校教育G総括主査	三浦 厚	■社会教育G主査	小林 正明
■学校教育G主査	新輪 誠一	■学校教育G主査	阿部由美子
■消防分署長	野呂田成人	■庶務係長	小笠原明博
■予防係長	君島 晴男		

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小 貫 信 宏
主 査	寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○勝又委員長

第3回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

○勝又委員長

1番、町からの協議報告事項について。総務課14点ございます。
まず1点目、きよさと情報交流施設条例の制定について。総務課長。

○総務課長

総務課、合わせまして14件の議案提出をさせていただいております。各担当より内容等を報告させていただきますので、協議の方よろしくお願いたします。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

それは私の方から①きよさと情報交流施設条例の制定について、ご説明させていただきたいと思ひます。1ページから3ページで説明します。

1ページをご覧ください。きよさと交流施設条例の制定であります。制定の理由につきましては、観光振興の推進と町民の利便を図るため、新たに整備された施設の設置と管理について定める条例を制定するものでございます。

2ページをお開きください。条例の内容でございます。まず1条の目的でありますけども、本町の観光振興推進を町民の利便性を図るための施設ということを決めているものです。2条の名称及び位置でございます。名称につきましては、きよさと情報交流施設というふうに決めていきたい。位置につきましては、羽衣町62番地でございます。3条については施設の管理運営を決めております。4条につきましては、業務委託をすることができるということを決めてございます。5条につきましては使用許可であって、町長の許可を受けなければならない旨を決めてございます。6条につきましては前条の許可についての制限、その他の条件をつけることができることを決めてございます。7条につきましては施設使用許可の取り消し等を定めるものであり、施設の使用の許可を受けたものが各号に該当すると認めるものがその許可を取り消し、この使用を制限し、若しくは停止することが出来る旨を決めてございます。8条については施設の使用料について定めるものであり、3ページ下段の別表に決めてございます。3ページ、9条の施設使用の減免でございます。減免につきましても町長が特別の事由があると認める場合は、使用料の全または一部を免除することができる旨を決めてございます。10条につきましては損害賠償を定め、11条に委任を決めてございます。附則については、この条例は公布の日からの施行を決めてございます。以上でございます。

○勝又委員長

ただいまきよさと情報交流施設条例の制定についての説明がございました。委員の皆様からありませんか。堀川委員。

○堀川委員

前回の委員会でも、質問させていただいたのですが、愛称の方はどんなふうになっているでしょうか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

愛称につきましてはすでに絞り込みは終わっております。絞り込みとは、一般の公募、それから内部からの公募。それぞれ含めて絞り込みました中でなるべく早い段階で、愛称の方も定めて報告をしてきたいというふうに思っておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

○勝又委員長

よろしいですか。堀川委員。

○堀川委員

名称のことなんですけれども、同じことを言わせてもらったんですけれども、町民からも町外の方からも、パッとみてわかりやすいような名前が相応しいのではないかという話をさせてもらったんですけれども、今回情報という言葉が入って若干変わったんですけれども、やっぱり何の施設かパッとみて解りづらい名称なので、特にこの施設については、町外の方々に発信していくという大事な意味があると思うので、わかりやすいような名称で正式名称は叶わないならば、愛称はパッと一目見て、どういうことをやっているんだということがわかるような名称にさせていただきたいという要請をしたいと思えます。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

委員御指摘のとおりなるべくわかりやすく、町内に愛称もあるプラネットだとかコミットだとかいろいろございますけれども、そういったインパクトのある愛称にしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思えます。

○勝又委員長

よろしいですか。

○堀川委員

是非よろしく願いいたします。

○勝又委員長

ほか、ありますか。河口委員。

○河口委員

使用料の件なんですけど、冬期・夏期変わらないという料金体系なのか。それとコミットとの整合性がどうなっているのかという意見と、ホールはどの部分を指しているかということをお聞きしたい。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

まず1点目の冬期と夏場の利用料が違うのかと言う点ですが、これは通年の利用料金ということで御理解をいただきたいと思ひますし、この使用料金につきましては、他の施設の使用料金等々整合性をとりながら決めさせていただいているということでございます。ホールというのは、あの図面等々でも示したとおり、レストラン部分と子供たちが遊ぶこの空間を一般の方が使うですとか、そういった意味合いを含めてホールということでその使用料を定めております。

○勝又委員長

よろしいですか。ほかありますか。加藤委員。

○加藤副委員長

再確認ですが、利用料の中でこの営業目的とする場合の3倍以内とは、町民会館などと全く同じ基準ということですか。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

この基準につきましても、他の施設等でも営業に関するものは3倍以内というような決め方をさせていただいておりますので、それと整合性をとった形で今回条例を制定していきたいと考えています。

○勝又委員長

他ありますか。無ければ、終わりたいと思ひます。次②番、清里町課設置条例の制定について。総務課担当。

○総務G総括主査

4ページをご覧いただきたいと思ひます。清里町課条例の制定についてということで、従来から課の設置条例を設置しているわけですが、今回の課の再編にあたりまして、その全部を改正するというところで、制定という形をさせていただいております。組織の機構図、案につきましては既に常任委員会で、1度御説明申し上げてございますが、また改めてどのような形に課が再編されるのか、簡単であります、説明をさせていただきたいと思ひます。

制定の内容としましては、大きく企画財政課、焼酎醸造所、これらを新たに新設しまして産業課、建設課これらを統合した産業建設課を設置いたします。その結果、5課1室1醸造所の組織体制を構築するという形にしたいと考えてございます。どのような形に課が編成されるのかにつきましては、5ページ以降の新旧対照表にて簡単ではございますが説明させていただきます。従来改正前の課の設置が右側でございまして、改正後の課の形では左側という形になりま

す。

簡単に申し上げますと、総務課。現状の総務課から企画部門、財政部門これらを企画政策課に移行いたします。また、町民課からは広聴部門。これらを企画政策課に移行し広報広聴という形で企画政策課で新たに業務を統一したいと考えてございます。また、現状の産業課から観光それから商工部門これらを企画政策課に統合いたしまして、企画政策課におきましては、企画部門、財政部門、広報広聴それから商工観光、住民活動。こういったものが主な業務を担う形に再編をさせていただきたいと考えております。町民課におかれましては、住民活動が申し上げたとおり、交通安全・広聴これらが企画政策課に移行し、新たに町営住宅に関する事項が建設課より移行するといった形になります。保健福祉課につきましては現行どおりという形になります。建設課におきましては産業建設課に全ての業務が移管します。また、産業部門におきましては、これまで商工観光に付随しておりました林政が、新たに農業部門と統合されまして、産業建設課におきましては、農業、林政。それから建設課が担う業務を一括的に担当していく形になってございます。冒頭説明申し上げましたとおり、焼酎醸造所は、新たに産業課から分離いたしまして、従来、過去に合った姿と同じように、醸造所として新たに単独で運営していくという形を執らしていただきたいと考えてございます。

また、議会事務局の方から事前に御説明あったかと思いますが、これらの再編に伴いまして、議会の委員会の条例も一部それに伴う改正がございます。総務文教常任委員会が新たに企画制作課を加えた形で1担当課が増えると。産業福祉常任委員会の方が産業と建設課、これが統合されたことによる一本化、それと焼酎醸造所が新たに増えた形になってございます。これら合わせて、同時に改正を行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○勝又委員長

清里町課設置条例の制定についての説明がございました。各委員の方からありませんか。無いようですので終わりたいと思います。

③平成27年人事院勧告に基づく条例の一部を改正する条例（関連関係条例3条例）について。総務課担当。

○総務G主査

③平成27年の人事院勧告に基づく条例改正につきまして御説明申し上げます。9ページをご覧ください。

既に昨年11月の常任委員会においてご説明させていただきましたとおり、国の給与法改正法案が年明けの通常国会において審議成立したことで、今回条例改正について提案するものであります。

2の改正内容としましては、一般職の給料表について平均0.4%引き上げ、勤勉手当0.1月分の引き上げ、特別職と議会議員について、期末手当を0.1月分引き上げるものであります。勤勉手当期末手当の0.1月分について、平成27年度は12月期中において引き上げ、平成28年度以降は6月と12月で、それぞれ0.05月分ずつに配分する改正となります。一部改正が必要となる関係条例は記載の3条例となります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日に溯って適用となります。新旧対照表につきましては、10ページから16ページにかけて3本の条例について記載

させております。いずれの条例も改正第1条が平成27年度分の引き上げ内容として、平成27年4月1日に溯って適用。改正第2条が平成28年度以降の引き上げ内容として、平成28年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま平成27年人事院勧告に基づく条例の一部改正をする条例の説明がございました。委員の皆さん何かありますか。終わります。

④地方公務員法の一部改正に伴う条例の一部を改正する条例（関係条例2条例）について。

○総務G主査

④地方公務員法の一部改正に伴う条例改正について御説明申し上げます。17ページをご覧ください。

地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する2条例について改正するものであります。2、改正内容としましては（1）清里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について。公表事項に人事評価及び退職管理の項目を追加し、勤務評定の項目を削除するものです。（2）清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、地方公務員法第24条の公番号が繰り上がることによる改正であります。新旧対照表につきましては、18ページが人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。19ページからは職員の勤務時間等に関する条例となっております。2条例ともに平成28年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただいまの地方公務員法の一部改正に伴う条例の一部改正です。委員の皆さまありませんか。加藤委員。

○加藤副委員長

具体的に何がどういふふうになるのか。簡潔に。

○勝又委員長

担当。

○総務G主査

まず地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度及び職員の退職後の職員に対する働きかけの規制について地方公務員法で改正されたところでございます。それに基づきまして本町の条例まず人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまして、今まで規定されてごさいませんでした人事評価に関する部分と退職後の管理の状況に関する項目について基本的には公表するというこの項目を追加するものでございます。あと勤務評定につきましては、人事評価に変わりました削除するというものでございます。

もう一つ、勤務時間休暇等に関する条例。これにつきましては地方公務員法の改正、これによりまして24条の公番号が引用元であるという番号が繰り上がることにより、本町の勤務時間、

休暇等に関する条例について新旧対照表の方にもございますとおり、今まで第24条第6項としておりましたものを第24条第5項とこのように直すものでございます。以上です。

○勝又委員長

よろしいですか。④終わります。⑤行政不服審査法施行に伴う関係条例、各8条例の整備に関する条例について。

○総務G総括主査

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備ということで、これは国の法律改正に伴って我が町で持っている条例が幾つか影響をうけるということで、8条例の改正を行わせていただくということです。うち自体に行政不服審査法に関する条例はございません。国が定めていますんで、それに関する手続き条例を改正する内容でございます。そもそも行政不服審査法というのはなんぞやというところが改正内容に一部書いてございます。行政処分を地方公共団体、国が行った場合に、住民の皆さんが不服を申し立てる制度でございます。これが今まではなかなか公平性が担保されてないですとか使いにくいですとか、そういった国民からの声を受けて50年ぶりに大幅改正するという内容のものでございます。

どのように改正がされるかというのは、まず審議委員による審議手続き。それから第三者機関への諮問手続の導入ということで、従来何かしらの行政処分が行えた場合には、審議員という立場の中間体のいわば申し上げますと弁護士のような立場。こういった住民が処分長に対して、直接異議なり審査請求を申し上げる。それに対して、何らかの決定が審査長からなされるという手続きがこれまでだった。ここに審議委員なり、第三者機関が中間に入りまして、それらの仲裁に入ったり、あるいは弁護士の役割なので、処分した行政あるいは審査請求した国民の皆さんからいろいろ状況調査をして、それが本当に公平性であるのか、行政が下した判定というのが本当に正しいのかということを経験かけて審議して、国民に対してきちとした対処をしていくというのが、今回の大きな改正点でございます。審査請求もこれまで審査処分を受けてから60日だったのが、3カ月以内に審査請求できるという期間の延長をされております。

本町におきましては、事案がこれまでも正直ございません。我々も記憶している中で異議申し立てが審査法に基づいて行われたというのは記憶がございませんが、個人情報公開については、主に介護等の情報公開の手続きは既に行われております。今回8条例を改正するにあたりましては、なかなか別紙の新旧対照表にもございますが、入り組んだ条例改正が必要になってございますんで、わかりにくい部分があるかと思いますが、国の法律に基づいて影響を受ける条例を改正していくという基本指針でございます。そこを理解いただきたいと思います。これによってどういったものが、行政処分対象なのかと審査請求の対象なのかといった、わが町の主な影響する業務でございますが、主に福祉、例えば介護、福祉サービスですとか、保育に関することですとか、公営住宅の入居に関すること、選挙に関する一部業務ですとか。そういったことが主に行政処分なり、審査請求の対象になってくるというものでございますので、それら関係条例を改正させていただきますということでございます。以上です。

○勝又委員長

ただいま行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明がございま

した。委員の皆さまから何かございますか。無ければ終わります。

⑥基金条例の一部を改正する条例について。総務課担当。

○企画財政G総括主査

私の方から清里町基金条例の一部改正につきまして説明いたします。28ページをお開き願います。まず1番の改正理由ですが、未来を担う子供たちの健全育成と子育て世代の負担軽減等をはかるため、こども子育て基金を創設するものでございまして、次年度からの子育て施策事業を充実するために、こども子育て基金を新設いたしまして、これを活用していくというものでございます。

2番の改正内容であります。第2条の基金の種類の別表にこども子育て寄金を新たに設置するものでございます。1枚めくっていただきまして、29ページをお開きください。清里町基金条例の一部を改正する新旧対照表を掲載してございますが、右側が改正前の条例で左側が改正後の条例でございます。

今回の改正につきましては、別表の上から6項目目、アンダーラインをひいている部分であります。基金の種類は子ども子育て基金。所得会計は一般会計。基金積立の目的は、こども子育て事業積立金でありまして、これらを追加するものでございます。附則につきましては第1項では施行期日を第2項では経過措置を謳ってございます。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま清里町基金条例の一部を改正する条例についての説明がございました。委員の皆さまからありませんか。それでは、おわります。

○勝又委員長

⑦清里町町税等優良納付者の権利と義務に関する措置条例の一部を改正する条例について。総務課担当。

○企画財政G総括主査

続きまして、清里町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。30ページになります。1番の変更理由につきましては、今回本条例を適用する事業6項目を追加するというものでございます。2番の変更内容ですが、本条例の第3条に規定の別表第2の26項の次に新年度から実施する次の事業6項を加えます。27項、清里町民間賃貸住宅建設促進事業に関すること。28項、清里町若者居住推進家賃補助事業に関すること。29項、清里町若者雇用拡大奨励金事業に関すること。30項、清里町予算に祝金支給事業に関すること。31項、清里町不妊治療育成事業に関すること。32項、清里町地域経済活性化住宅改修等事業に関すること。以上の6項を追加いたします。3番の施行期日につきましては、平成28年4月1日からとしております。なお31ページには、本条例改正における新旧対照表を掲載してございます。以上です。

○勝又委員長

ただいま、清里町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例の一部を改正する条例に

ついでの説明がございました。委員の皆様ありませんか。無ければ、終わります。⑧清里町過疎地域自立促進市町村計画（案）について。総務課参与。

○総務課参与

それでは私の方から⑧清里町過疎地域自立促進市町村計画案についてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りさせていただいております、資料1の別冊をご覧くださいと思います。この清里町過疎地域自立促進市町村計画でございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の延長に伴う人口減による生産機能や生活環境の整備維持が他の地域と比較して低位にある地域において、地域の自立促進を図って住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を行って、美しく安心安全を共助できるふるさとの形成を進める対策を総合的、計画的に実施するために同法の6条の規定に基づいて、市町村計画策定するものでございます。

計画の期間でありますけれども、平成28年4月から平成33年3月末まで5年間ということでございます。それでは中身について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。1枚開いて目次がございますので、ご覧いただきたいと思っております。この計画につきましては大きな1つとして基本的な事項を載せ、その基本的な事項の中には清里町概要、人口及び産業の動向、商業財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間を定めてございます。そして大きな2番から産業の振興、大きな3として交通の関係、生活環境の整備、高齢者の保健、医療、教育、地域文化、集落再編、集落整備、その他の地域の自立の事項という中身になってございます。詳しくはこの中では説明しませんが、例えば12ページをお開きいただきたいというふうに思います。ただ今申し上げました2番の産業の振興の計画の中身でございます。（1）の基盤整備はこういった事業展開をいたします。（3）につきましては農業の事業展開をいたします。というような部分が羅列してございます。本計画につきましては、いわゆる過疎債を借りる事業展開する場合、この計画が策定しているということが必須でありまして、事業内容もこの計画に詳細に明記してなければ、いわゆる起債を充当することができない、借りることができないというような定めがございます。実際、このすべての事業がこの5年間で施行する、実施するということが予算的にもかなり難しい部分がございますけれども、ただいま申し上げたとおり、ここに載っていないければ、起債の対象になってこないということで、新たに関係大臣にさらに追加するという旨を提出しなければならない。かなり複雑な作業をしなければならないというような部分です。というような観点からも可能性がある事業につきましては、基本的にはすべて載せているというような部分でご理解をいただきたいというふうに思います。

なおこの計画につきましては、議会の議決が必要でございますので、つけ加えてご理解をいただきますようお願い申し上げます、簡単でありますけれども、御説明に代えさせていただきたいと思っております。

○勝又委員長

ただいま、清里町過疎地域自立促進市町村計画各案についての説明がございました。委員の皆様方から。河口委員。

○河口委員

この行動計画に則らなければ、手がつけれないよという部分は理解しました。その中の3ペ

ーの観光またはレクリエーションの中で、神の子池、さくらの滝、観光施設数という中に、この固有名詞で載らなくても観光という部分については、クリアできるという解釈で良いのか。例えば、キャンプ場と宇宙展望台、パークゴルフ場、そして公園、あと町営牧場と一体化の再開発という形を提案させてもらっていましたが、その辺は網羅できるということでよろしいでしょうか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

基本的にはこの事業内容に網羅しているということが基準でございますけども、中身に内容によってはそれに付随するとそういうような部分であれば、道や国との協議においてオッケーが出る場合もありますし、いわゆる微小な変更については、大臣の許可を得ないでオッケーするということもありますし、ケース・バイ・ケースで対応していただけるということもありますけども、基本はこの中に載っているというようなことがベースということをまず御理解をいただいて、微小な変更については、そのまま執行できることが多いということで理解をいただきたい。

○勝又委員長

よろしいですか。

○河口委員

美しい村連合の加盟促進のなかで、一体となってやはり見直さなきゃいけない部分が多分にあるんだろうと思っています。その中で、固有名詞がなければ難しいんではあるかと思って質問させていただいたのですが、若干それと関連することであれば、協議できるという選択肢があることであれば、十分理解しました。

○勝又委員長

他、委員さんありますか。なければ終わります。◎清里町公共施設等総合管理計画素案について。

○企画財政G主査

私の方より、清里町公共施設の総合管理計画素案について説明させていただきます。資料に別冊、清里町公共施設総合管理計画基本方針案をご覧ください。1ページから2ページは目次となっております。3ページ目をご覧ください。

第一章、計画の概要です。3ページ目から5ページにつきましては、前回の委員会で御説明しておりますので省略させていただきます。6ページ目をご覧ください。第2章、公共施設の現況と将来の見通しです。6ページから8ページについては、公共施設の現況、整備状況、公共施設の経過年数の状況について掲載しております。8ページをご覧ください。④公共施設の耐震化状況をご覧ください。本町が保有している公共施設のうち新耐震基準で建設された建物は約67.5%、旧耐震基準で建設された建物は32.5%となっております。耐震化の状況については、

耐震化不用施設が約76%、耐震化実施済みが約14%で、合計約90%の建物が耐震性を有しております。

9ページから12ページについては、インフラの状況を掲載しております。13ページをご覧ください。こちらは人口の現況と将来の見通しになります。人口につきまして、昨年10月に策定いたしました清里町人口ビジョンに基づいています。

続きまして14ページをご覧ください。14ページ、15ページについては清里町の財政状況を掲載しております。16ページをご覧ください。16、17ページにつきましては公共施設の管理に関する町民意識について、昨年10月に策定した清里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を制定するにあたり、町民アンケートを実施した結果の公共施設分を掲載しております。18ページをご覧ください。公共施設等の修繕更新等に係る将来の費用の見通しになります。(1)公共施設をご覧ください。現在保有している公共施設を維持すると仮定した場合、修繕更新等にかかる将来の費用を公共施設等更新費用試算ソフトの単価をもとに、40年間分を算出しております。19ページをご覧ください。①基準パターンになります。基準パターンについては30年間で、大規模改修を実施し、60年間で建てかえを行うことで試算した結果となります。今後40年間で約356億円、年平均8.9億円となると見込まれています。過去5年間の投資的経費のうち、公共施設分の平均額は、7.2億円であることから、1.7億円不足する見込みとなります。

続きまして、20ページをご覧ください。②長寿命化パターンについてです。長寿命化パターンについては35年で大規模改修を実施し、70年で建てかえを行うことで試算した結果となります。今後40年間で約257億円、年平均6.4億円と見込まれています。平均7.2億円を下回っておりますので、長寿命化による費用削減効果を見込むことができます。

28ページをご覧ください。公共施設等のマネジメント方針です。点検診断等の基本方針につきましては、定期点検を引き続き行い、予防保全に努めます。維持管理修繕更新等の基本方針については、施設の重要度や劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修更新を行っていきます。安全確保の基本方針については、点検診断等により危険が認められた公共施設等については、ソフト・ハードの両面から、安全を確保します。耐震化の基本方針については、多くの町民が利用する建物については、耐震化優先的に行っていきます。

29ページをご覧ください。長寿命化の基本方針については、公共施設の更新対応時期を計画的に行い、施設の長寿命化を進めます。施設統廃合の推進方針については、単純な面積縮減をすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。総合的かつ計画的な管理を実現するために体制の構築方針については、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。

30ページをご覧ください。基本目標になります。基準パターンと長寿命化パターンで比べると、基準パターンは年当たり1.7億円不足し、長寿命化パターンでは、下回ると結果が出たため、本町の公共施設においては町民サービスの維持向上に向け、各施設の点検修繕を行い、必要に応じて長寿命化を図ることが妥当と考えます。また現在使用しておらず、今後活用の見込みがない遊休施設などの統廃合を対象とし、10年後の公共施設の総面積での削減見通しを3,000平方メートル削減する数値目標を設定します。31ページをご覧ください。長寿命化パターンにおける削減効果です。床面積を3千平方メートル削減することにより、40年間の更新費用の総額は、244億円であり、16.6億円の削減効果が見込まれます。

32ページをご覧ください。清里町公共施設等総合管理計画のフォローアップですが、今後の計画を踏まえ、個別計画等の策定も行っていきます。推進体制ですが、公共施設の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を十分行っていきます。計画の推進管理ですが、基本方針に掲げた各種取り組みの推進状況や可能性について、関係部署と協議し、計画の見通しは個別計画の立案を検討していきます。以上簡単ですが、清里町公共施設の総合管理計画、素案の説明を終わらせていただきます。

○勝又委員長

ただいま公共施設等総合管理計画素案についての説明がございました。各委員の方。伊藤委員。

○伊藤委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、公共施設等総合管理計画ですが、この中28ページに(4)耐震化基本方針。公共施設は多数の者が利用する建築物で、耐震化を優先的に行うこととし、その他の公共施設についても財源状況を考慮しながら、耐震化を勧めることとします。となっているんですが、8ページをみると我が町の公共施設の耐震化状況の89.9%が耐震化を有していて、耐震化を行っていないのは、旧新栄小学校のみです。とあるんですが、新栄小学校は、やるということですか。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

今の伊藤議員の御質問でございますが、基本的にその8ページに書いてあります旧新栄小学校という形で表現をさせていただきますけれども、全体としてのうちの町においては9割近いものが、耐震化が終わっているんですよと、なっていないのは旧新栄小学校があるんですよという表現であって、今後旧新栄小学校を耐震化していくかということではないということで、まず実態を知っていただきたいなということで御理解をいただきたいと思います。

今回の公共施設総合管理計画につきましては、今あります公共施設等々について、国で示されている総合的な単価を用いて40年間、大きな流れの中でどのぐらいの更新費用が掛かっていくのかを推計しながら、そのうち10年間でより具体的な統廃合も含めた中で、維持管理の軽減等を図っていきましょうっていうのが大きな目的でございます。施設の統廃合につきましては、この一番最後の方に記載しているとおり、当然その施設を活用しています地域の方、それから住民の方々がいっぱいいます。その方々と十分協議をしながら、将来的な統廃合等に向けて進めていきたいというふうに考えております。

前回の委員会でお示ししているとおり、基本的な方針として総資産の適正化、施設の長寿命化で維持管理費の抑制、この大きな柱3つをもって今後施設等の適正な管理をしていきたいというふうに考えてございますので御理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。ほか委員さん、池下委員。

○池下委員

今回こういうふうに公共施設の管理計画ということで、総合管理計画というふうに出してきたんですけど、いろんな施設があって、10年後には3千平米減らすとか書いてあるんですが、本丸であるこの庁舎、昭和45年ぐらいだと思います。これに関して、計画は無いんですか。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

本庁舎につきましては、たしか今から5年ぐらい前だったと思うんですけども、耐震化を行っております。ですからこの施設については部分的な修繕等々は必要かと思っておりますけども、大きく改修ですとか建てかえするだとかというのは、今のところ考えてはございません。

○勝又委員長

よろしいですか。加藤委員。

○加藤副委員長

これ非常に大切な計画、10年計画ということなんですが、10年間で3千平米を削減するよと。実質ある27年度末の面積からいって1割に満たない。今謳われているような形の中で十分な管理運営がなされていくのか。10年間における地域の人口構成だとかいろんなことが起きてくると思うんですが、10年後に1割に満たない環境の統廃合だけで十分だという理解で、安心できますよということを再度確認したいんですけど、本当に大丈夫なんですか。

○勝又委員長

総務課長

○総務課長

統廃合というか削減できる面積ということでございますが、私どもで考えている最小限の面積ということで、今後まだこれが10年間でもう少し増えてくる可能性もあると思います。将来的には今、副委員長おっしゃるとおり今後とも施設の運営ですとかを考えながら、経費を削減していくということが大きな考え方でございますので、1つの目標としては、総床面積3千平米の減という考えでございますが、今後施設のいろんな状況の中で数字もやっぱり精査されてくるのかなと。これは決まったからということなく、当然計画の見直し等々も今後やっていかなければならないということでございますので、1つの大きな目標ということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○勝又委員長

よろしいですか。加藤委員。

○加藤副委員長

目標で捉えるには余りにも小さい数字。ある意味では喜ばしいことだということもあるわけですが、本当にこれからの10年間の中での実態、そしてそういうことになっていく試算では十分な維持費は確保できますよと。建てかえはできないけれども工面をしていけば可能ですよといった表現があったわけですが、それは施設を残すことが目的じゃなくて、ここに住んでいる人方が本当に有効活用できるような目的に沿った施設の運用体系あるいは利用体系の変更ということが、非常に大切なんだろう。それぞれの施設における規定や条件というのがありますけども、そういうものをさらに緩和していきなり、使いやすくしていくというスタンス。もっと大きな形での討論をきちっと論議を重ねて是非、実際として効果があると言いますか、減らすことが問題ではなくて、結果として負担にならなくて、そこに住んでいる人方が有効にいろんな施設を利用できるということを忘れないでぜひやっていただきたい。こういう形の中に入り、職員体制の拡充もあるわけですから。そういうトータルの部分でいったら、どうなんだろうか。この計画書に流されることなく、前へ一歩ずつ進んでいって欲しいと思います。

○総務課長

加藤副委員長のおっしゃるとおりだと思っております。今後この計画をもとに、地域にあります施設、これをお使いになっている皆さまがたと当然いろいろ協議しながら統廃合していくのか、また使いやすいような施設にしていくのか。今後十分詰めながらやってまいりたいというふうに考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。他、委員さん。なければ進みます。⑩清里町若者雇用拡大奨励金交付要項について。

総務課参与。

○総務課参与

私の方から32ページ、33ページに書かれてあります清里町若者雇用拡大奨励金交付要項についてご説明させていただきたいと思っております。この若者雇用拡大奨励金については、前回の常任委員会で説明させていただいたところでありまして、今回要綱として制定させていただきたく、ここにご提案をさせていただくところでございます。

1条の目的につきましては、雇用環境の改善、町内中小企業の採用意欲を高めるためということで提起してございます。2条の定義でございますけども、いわゆるここに掲げているものについては対象外ですということで記載をしております。清里町社会福祉協議会、農協や商工会、観光協会、その他公共の公益団体ということは対象外にさせていただきたいというふうに思います。

対象の事業者でございます。町内に事業所を有していること。町内に住所を有する40歳未満の正規雇用者を新規に採用している事業所。それから納税義務、そして賃金を支払っていることを謳ってございます。

奨励金の交付でございます。奨励金の金額につきましては新規雇用者あたり10万円です。1回限りさせていただきたいと思っております。2項につきましては一年間経過したのちに申請をしてくださいという旨を書いております。

3項につきましては新規雇用者のうち、清里町福祉医療従事者人材確保制度、この制度について補助制度がございますので、この補助制度を受けているものにつきましては、該当しないということにさせていただきたいと。補助金の交付申請等につきましては清里町補助金交付規則に基づいて処理させていただきたいと思います。

次に第5条で、委任を謳っております。附則につきましては、28年4月1日に施行し、3月31日より効力を失うものでございますが、年度内に対象とさせていただいた案件につきましては、年度をまたいで、交付事務を従前の例により実施をさせていただきたいということを謳っております。以上でございます。

○勝又委員長

ただいま清里町若者雇用拡大奨励金交付要綱についての説明がございました。委員の皆さん。加藤委員。

○加藤副委員長

非常に大切で良い事ですが、1回限りの1年限りで、このことが確立されるのか。制度をつくってやっていますよと言う割には、いまいちでないのかなと。基本的にこういうことは大切ですが、雇用問題だけでなく清里の場合、子育て部分もありますんで、総合的に支援しないとならないというふうに思うんですが、それであえて要綱をつくってやっていく内容にしては、いかななものかなと。最低でも31年3月までと言うのであれば、3ヶ年間するというのが、姿勢として真剣に、この地域全体の中で仕事をしてもらう人が大切なんで、この事業の雇用を拡大。拡大という表現が適当なのか。働く人が持続して働いてもらう環境をしていくためには、私は、単年度で終わって1回限りでなくて、少なくともこの3ヶ年間はすべきというふうに私は逆に思います。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

副委員長のご意見一理あるのかなという部分もございます。ただこの事業につきまして、今おっしゃられたいろんな政策の中の1つという形の中で捉えております。金額につきまして多少物足りないというか、ちょっと少ないというような部分もあるかもしれませんが、今回まず政策をうって、また今後他の関連のある事業も含めて、見直し等も頭の片隅に置きながら、まずはこの奨励金の交付事業について進めていきたいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。加藤委員。

○加藤副委員長

今の段階でそういう答弁しか私はできないと思うんですが、基本的にこの奨励する事業者に対して、働いている人に直接入っていかないと意味がないということがあるんで、この事業者に対

して10万円が1年間でという意味合いも、同時に働く人に実際にどういう形でこの10万円が使われるかということも大事なんです。そういう部分についての要綱を改めてというか、基準というのは全くなく、ただ採用しただけ。実際にその企業の努力も大切ですけども、そのことが1年で済むのか、働く人にも同時にプラスになっていかなければならないという両面がありますので、充実の拡大に努めていただきたいと思います。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

加藤副委員長の御指摘、しっかり拝借しながら、この事業進めて終わりというような部分では、事務局側も考えてございません。副委員長おっしゃるように、この中身の十分な状況を見ながら新たな事業が必要なのか。またはこの事業の修正や手直しが必要なのか。この事業そのままが良いのか。そしてこの事業のほかにも関係する事業がございますので、そういった部分との関連性がどうなのか。総合的に検討を重ねて、これにとどまらず、今後とも新たな事業展開も含めて関連性を含めて、この事業の中身の精査を含めて、スタートさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。町内事業者でどの位を対象として見込んでいるのか。ただこれら以外ということであると、相当限られたたような形の中での部分かなと。まずどのぐらいの人間を想定して、この交付金の事業を組んだのか。ちょっと聞きたい。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

後程、予算の所管の主要政策部分で数字的なことは出てくるというふうに思いますが、この想定と言いますか、この金額の部分につきましては、90万円を予算していきたいというふうに思っております。この90万円というのは、いわゆる9名分新規雇用になった場合ということは今のところ想定しておりまして、3事業所程度×3、その辺は多少前後すると思っておりますけども、初年度に当たっては約9名程度の該当事業所を見込んでいるということで、ご理解いただきたい。

○勝又委員長

9名ということですけど、先ほどから意見もありましたけど、本当に地元でそれだけ正規に雇用していくような形で、中小企業の方が雇って行ける方策が必要でないのかと。実際には雇っていけるのですかと言った時に臨時程度でしか雇えないわっていう実態もきっとあると思うんですよ。それも十分加味しながら、スタートさせてくださいということですので、注視していきたい部分かなと思っています。そこもよく検討されて進めていただきたいと思います。

○総務課長

先ほど来、副委員長そして委員長の方からいろいろ御意見をいただいております。私どもとしまして、今回新たな要綱を制定しながら新たな施策として展開をさせていただきたいと。その中において、さまざまな課題等々も見えてくるのかなと。その状況に応じながら、他の関係する補助等々もございまして、その辺と連携をとりながら見直し等々も含めながら今後検討したい。当面28年度はこの要綱に基づきながら事業展開させていただきたいと考えております。

○勝又委員長

他、委員さんありますか。無ければ終わります。⑪清里町若者世帯居住推進家賃補助要綱について。総務課参与。

○総務課参与

この清里町若者世帯居住推進家賃補助要綱につきましても先日の委員会で概要を説明させていただいたところであり、今回要綱の提出ということでございます。34ページ、35ページお開きください。

1条の目的につきましては、若者及び若者世代の移住定住を促進して民間賃貸住宅への推進を図ることを目的とさせていただきます。2番目の定義につきましては、自己の居住用に住宅の所有者等を締結したものであるということで、公営住宅及び特定賃貸住宅等の公的賃貸住宅並びに社宅、官舎、その他の給与住宅については除かせていただきたいと思います。3条の対象につきましては、町内に住所を所有している入居の年齢が40歳未満の単身及び夫婦世帯であれば、合計が80歳未満というふうに規定をしていきたい。3号につきましては生活保護の関係、4号につきましては納付の関係を定めてございます。2項につきましては世帯主が公務員の場合につきましては補助対象とはしない旨を定めております。4条の補助金の交付でございます。家賃の月額につきましては住宅手当を控除した額の2分の1。ただし単身5千円、世帯1万円とし、1千円未満の端数については切り捨てるということと、小学生以下の子どもがいる場合につきましては、一人当たり5千円を加算する。出産、死亡等による場合、調整を行うものというふうに考えております。3項につきましては、家賃補助金は家賃を超えない範囲。それから家賃につきましては1年間補助ということと5項につきましては申請関係、6項につきましては、清里町補助金交付規則に定める処理をするものでございます。

次のページでございます。5条につきましては委任を定め、附則につきましては、4月1日からの施行と31年3月31日、3年間の時限とさせていただいて、この中につきましても要綱前に対象になったものにつきましては、要綱を超えても対象とするということを定めてございます。以上でございます。

○勝又委員長

ただいま若者世帯居住推進家賃補助助成要綱についての説明ございました。委員の皆さんの方から。池下委員。

○池下委員

これについて、予算108万円組んでいる。108万を12カ月で割ると1ヶ月9万円です。9万円で、世帯にすると子供がいる世帯が1万円だと4～5世帯。それと単身者が何人かという想定なんでしょうけれど、第3条(2)に40歳未満。夫婦世帯ならば、合計80歳未満。これ必要なんでしょう。あんまり、年齢に捉われない方が良いのかというふうに思うんですけど、人口の増加と地域の活性化を鑑みたら40歳というのはいるのかと。そういうふうに思います。

それと、民間住宅があくまでも主ですから、公営住宅は当たらないわけです。総体的に考えて町としては人口を少しでも増やそうという観点からこういうふうな発想なのかなというふうに思うんですが、余り年齢制限とかそういうことにこだわらない方が良いのかなと思います。いかがですか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

年齢の関係でございますけども、池下議員御指摘のとおり、目的の部分、人口増加と地域の活性化という部分がございます。ただもう一つの目的としては、まず若者を清里に入れていくという部分によって人口を増加させるという部分がございます。年齢についても、内部でも議論してございますけども、一定の年限を定めて試験的にとという言葉がおかしいですけども、ある程度の年齢を定めた中で、どれだけの効果があらわれるという部分を十分に注視しながら、今後の要綱の精査、さらには池下委員が前回御指摘いただいた他の要綱の方の関連もございまして、そういった部分を総体的に捉えて、若者の方々はいわゆる小さなお子さんがいたり、若い世代がここでお子さんを産めるような環境をつくりながら、若い人たちの人口を増やしていけるような施策を他の要綱も鑑みながら、連動した中で事業展開を進めていながら、中身についてしっかりと精査をしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

参与の方から、うちの町は若者を増やしたいという答えだったんですけど、先ほど雇用拡大の奨励金に関連しても若者をターゲットにして、まず仕事がない。仕事をつくりだす様な政策は全く無いんですよ、行政側から。であるならば民間企業でやっているところに先ほどの関係する案件ではないですが、今のこの問題よりも先ほどの方を重点的にやった上で、この若者世代の家賃を応援するというならわかります。若者が来ても仕事がないのに、若者が来たときに家賃補助しますよ。仕事ができる環境をまずつくり上げてからの話じゃないですかというふうに私思うんです。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

池下議員の御質問でございますが、基本的にやっぱり町で仕事があって、若い人たちが集まってくるころが大きな目標になるのかなと。現実的になかなか新しい事業を企業なり誘致するのは難しいのかなというふうには考えてございます。

ただ今回につきましては、基本的に家賃補助をすることによって、今まで斜里なりにお住みになった方が清里に住んでいただいて、清里からどこかの町に仕事に行くですとか、いろんな複合的なもので効果があるのではないかなと。そういう若い世代の方をうちの町に呼び込んでいきたいというような1つの大きな目的がございますので、今回も先ほどの要綱とも同じですが、28年度は新たな要綱ということでスタートさせていただきながら、他の子育てですとか、いろんなうちの町で他の町に無いような支援も行ってまいりますので、その辺も含めた中でまちの魅力なりをいろんな方々に知っていただける手法として、今回実施等々をしていきたいというふうに考えてございます。御理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

試験的にやるということで、今年度先ほどと合わせて198万円の予算がついているんですが、今課長が言ったように、うちの町は、子育て支援に関して北海道のどこにも負けない手厚い支援をしていると自負しておりますので、是非他の町から引き寄せるような、そしてもっとPRも上手に行っていかなければ意味がないというふうに思います。是非そこら辺も踏まえた上でやっていただきたいというふうに思います。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

池下委員のおっしゃるとおりだなと思っております。私どものさまざまな政策について、町外に対するPRが上手ではなかったのかなというふうには考えてございますので、その辺も充実しながら町外の方々に清里の魅力が伝わるような情報の発信の仕方も、今後していきたいというふうに考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。ほか。堀川委員。

○堀川委員

確認したいんですけども、新たに今年の4月以降に町外から引っ越ししてきた人が対象になるのか、あるいは現在清里に住まわれているという人も対象になるのかと。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

今回新たに来られた方ということで、ご理解をいただきたい。

○勝又委員長

よろしいですか。伊藤委員。

○伊藤委員

それに付随ですけれども、これを確認したいんですが、第3条で、町内に住所を有しているもので、先ほど来話している町外から入れたいのに町内から住所を有しているとなるとちょっと矛盾があって、そうなる最初1ヶ月はだめですよということの認識で良いですか。最初に入ってくる賃貸の住宅で、最初って町内に住所が無いじゃないですか。そこに住所を置くしかないわけですよね。その最初の1カ月間は要件に当てはまらない。まして町の方に町税等払っていると、そういう意味で何カ月か認定されないよということが起こり得るという認識で良いですか。

○勝又委員長

総務課参与。

○総務課参与

この要綱の定めが4月1日という定めがございますので、4月1日に住所を移された方という形の中で、その基準日を設定していきたい。清里に4月1日以降に住所を移して町民になった方ということでご理解いただきたいと思います。

○勝又委員長

加藤委員。

○加藤副委員長

補助金交付の第4条の3、補助金は家賃を超えない範囲とすると。このことがあるわけですが、今回ここに出ている事業そのものが民間で新しい賃貸住宅ができる、多分高価な家賃になるだろうと。そういうものを補充するという意味合いも非常に大きいんだと思うわけですが、実際それだけでない賃貸住宅も生まれてくるのでは。そうやってきた時に公営住宅や特賃の部分の単価もあります。そして高い民間住宅もありますが、公営住宅等より安い家賃であったときに逆転をしますか。月々通常2万あるいは1万5千円ぐらいかかるものが5千円とか、1年間ですから良いのかなっていう部分があるんですが、公平性で言うと、ここの項目の中に家賃を超えない範囲とするよりも家賃の50%を削減しないというような項目も必要なのかなと。

雇用の拡大これも1年間です。高い民間の新しい住宅に入った場合、1年間は何とか入ったけど、次の年無いという。これもまたどうなのかなと。やろうとしていることは非常によく伝わってくるんですよ。ところがそれぞれの事業を一つに大きくまとめて、本当にこれからの清里のあり方

や方向性の事業展開が上手くいくような仕組み。点としては非常に多いですが、それを線にして面にして色々な意味で一体で行くぞという。その場限りの1年限りに、とにかく入れば2年目はすぐ出ていかないだろうと。こんなような雰囲気が悪くとも思えたりするんで、本当に実際に長く居住してもらおう。そして本当に課長が言われたように、斜里や小清水や網走に仕事を持っている人が、やはり子育てができる清里で一生懸命やって、それで地域を好きとなって、あるいはそういうところから企業がくるなりという仕組みをつくる意味では、居住関係は非常に大切だと思うんで、少し総合的に持続可能な仕組みというものを、先ほどからいろんな関連の施策があります。よく解りますが、トータルとして住み続けてもらえるような環境。交流人口はあくまでも手段ですから、結果として、この町に住んでもらって元気になる。その方向性をもう一度いろんな事業展開の中でスタートをかけて、検討を重ねて前へ進んでいただきたいと思います。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

私どもとしましても、いろんな範囲中で検討してきたところでございます。その辺副委員長の御意見等も拝聴しながら、29年度以降に向けて、新たな拡充なり見直しなりをしながら、よりよい制度をつくって参りたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○勝又委員長

加藤委員。

○加藤副委員長

28年度から基本的に前へ1歩進める努力、修正をかけてそういう意欲をぜひ持って事業の推進にあたっていただきたい。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

私も意欲はあるんですが、大変要件が難しいものもございまして、28年度については、これをもって当面はスタートさせていただきたいと思ひます。

○勝又委員長

ありますか。なければ進みます。

○勝又委員長

⑫平成27年度一般会計補正予算（第5号）の概要について。総務課担当。

○総務G総括主査

私の方から平成27年度一般会計補正予算第5号概要につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、実行予算に基づき事務事業の執行に伴う不用額を減額したもの、または今後必要もしくは不足が見込まれる物の追加補正、さらには特別会計の繰出し金調整などを行うものでございます。資料36ページをお開き願います。

補正の総額にしましては、歳入歳出それぞれ2億6千477万2千円を追加しまして、予算総額を49億975万2千円とするものでございます。また、表の右側主な内容につきましては、今回の補正に係る事業の主なものを一部抜粋して掲載をしてございます。なお主な事業の詳細につきましては、それぞれ各所管課より補正予算概要に基づきまして、説明があらうかと思います。

それでは初めに歳出よりご説明いたします。

まず議会費ですが、議員人件費の期末手当分50万円減額いたします。

次に総務費ですが、まず自治体セキュリティ強化整備事業につきましては、国と自治体間のマイナンバー情報提供ネットワークシステムの稼働に伴うセキュリティ強化のための経費としまして、セキュリティ強化対策にかかる委託料4千477万7千円とパソコン端末プリンター等の器具購入経費に1千220万1千円、併せまして6千703万4千円を増額補正いたします。公共施設整備基金積立金につきましては1億5千万円を、公共施設整備基金に積み立てして参ります。老健介護報酬剰余金、積立金につきましては、介護老人保健施設利用料実績見込みにより、2千165万6千円を減額、花と交流のまちづくり事業につきましては、平成26年度の繰越明許費分こちらに振り替えて出向してございますので、平成27年度分の887万3千円について減額をしてございます。子ども子育て基金積立金につきましては、ふるさと事業基金のうち、ふるさと創生基金積立金、2億830万2千円を子ども子育て基金創設に伴い編入するものでございます。総務費補正額の合計は3億8千867万円の増額となっております。

続きまして民生費ですが、まず障害者生活支援事業としては、訓練等給付費の利用者数の見込変動に伴う減と言う事で、1千266万8千円の減額。年金生活者等支援臨時福祉給付金におきましては、国の平成27年度補正予算に基づく政策の一環としまして低所得者の高齢者などを支援するために年金生活者等臨時福祉給付金を実施するものでございます。事務費、事業費あわせて1千848万7千円を増額いたします。この事業につきましては、平成28年度に繰越事業として実施をしていくということになります。ケアハウス設計委託料につきましては、委託料契約による残額302万8千円を減額。児童手当支給事業につきましては、支給対象児童の減ということで370万5千円の減額。老健委託料157万円1千円の減額につきましては、介護老人保健施設きよさとの指定管理、運営業務委託料の実績見込みによる減でございます。民生費全体の補正額は381万円減額でございます。

続きまして衛生費ですが、ミニドック事業につきましては、若年・後期高齢者・特定健診及び各種がん検診等にかかる受診者の減ということで200万円を減額、後期高齢者医療療養給付費負担金事業につきましては、北海道高齢者医療広域連合に納付する負担金について、前年度精算に基づく平成27年度納付負担金の減額ということで1千549万3千円の減。清掃センター長寿命化事業につきましては、事業執行に伴う工事請負残、632万8千円を減額するものでございます。衛生費全体の補正額は3千338万8千円の減額でございます。

続きまして農林水産業費ですが、まず農業振興事業補助につきましては、事業量の減ということで、こちら多面的機能支払交付金の方に事業を振りかえてございます。その分の事業量減とい

うことで300万円の減。多面的機能支払交付金事業につきましては、活動組織交付金について事業量交付対象面積の減少ということで、122万8千円を減額。

焼酎会計繰出金につきましては、対象としております繰出し金の人件費について人事異動に伴い、生じた差額分48万1千円を減額いたします。農林水産業の全体補正額は449万3千円の減額です。

続きまして商工費でございます。商工振興事業補助につきましては、平成26年度繰越明許費での執行により振りかえた分475万円を減額、店舗出店改修等補助事業につきましては、対象事業件数の減ということで350万円を減額いたします。商工費あわせまして、1千18万4千円の減額でございます。

続きまして土木費です。4線道路改修事業につきまして国の交付金配分の減ということで、事業実績の減額ということで、3千312万円の減、橋梁長寿命化事業につきましても、国の交付金配分額の減額によりまして、946万9千円の減、住宅用太陽光発電システム導入事業につきましては、補助件数の減ということで390万円の減額、土木費合計では5千758万1千円の減額となっております。

消防費につきましては、斜里地区消防組合清里分署負担金777万円の減額でございます。こちらデジタル無線指令卓の入札残等でございます。

教育費につきましては、町民プール外構整備事業の入札執行残134万円の減額、学習センター管理運営事業につきましては学習センター管理運営にかかる燃料費等の事業費減額でございます。清里高校総合支援対策事業につきましては、平成28年4月に清里高校に入学するものに対し、入学支度金補助を前倒して支給するための経費としまして、130万円増額いたします。教育費合計217万1千円の減額ということであります。

公債費につきましては、地方債元金償還100万円の増額と利子分の支払い500万円の減額。あわせまして400万円の減額でございます。歳出の現計予算46億4千498万円に対しまして、補正額2億6千477万2千円の増額、補正後の予算額は49億5千975万2千円でございます。

続きまして歳入を御説明いたします。

まず町税でございますが、1千590万円の増額補正となっております。内訳としましては、個人町民税1千120万円の増額、法人町民税200万円の増額、固定資産税130万円の減額、国有資産等所在市町村交付金の10万円の増と軽自動車税30万円の減、町たばこ税60万円の増額、入湯税40万円の増額となっております。

分担金及び負担金ですが、106万9千円の増額でございます。土地改良事業分担金21万6千円の増額、道営農地整備事業分担金52万円の増額、学童保育負担金68万5千円の増と福祉サービス事業費負担金35万2千円の減額となっております。

使用料及び手数料につきましては24万1千円の減額でございます。情報通信機器使用料147万3千円の増額、リフト使用料50万円の減額、公営住宅使用料58万5千円の減額が主なものとなっております。

国庫支出金につきましては、障害者生活支援事業負担金が1千133万5千円の減額、年金生活者等支援金1千840万4千円の増額。社会資本整備総合交付金が1千968万6千円の減額、こども子育て支援交付金が466万8千円の増となりまして、国庫支出金の合計は1千385万5千円でございます。

続きまして、道支出金ですが、障害者生活支援事業負担金698万8千円の減、森林環境保全整備事業補助金が237万3千円の減、放課後健全育成事業補助金が217万5千円の減額、子ども子育て支援交付金466万8千円の増額、地域づくり総合交付金が600万円の減額、道支出金の合計は1千757万3千円であります。

財産収入につきましては、379万5千円の減額でありまして、立木売払い収入、定住団土地売払い収入などでございます。

繰入金につきましては、基金繰入金281万8千円の減額と、ふるさと基金2億830万1千円。併せまして2億541万3千円の増額補正であります。

諸収入につきましては、老健介護報酬収入の減と3千839万7千円、雑入198万7千円の増額など合わせまして3千980万1千円の減額です。

町債につきましては、補正額3千180万円でありまして、内容につきましては記載通りです。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金115万円。総務費寄付金100万円、合わせまして215万円であります。残りすべて地方交付税を充当させていただいております。地方交付税8,371万5千円であります。歳入の現計予算46億4千498万円に補正額は2千647万2千円を増額いたしまして、補正後の予算額は49億975万2千円となります。以上が平成27年度一般会計補正予算第5号の全体の概要でございます。

続きまして次のページになります。今回の5号補正の主だった事業の総務課所管分の事業でございます。

私の方からは、上から2番目の基金管理運用事業と一番下の交流活動施設整備事業につきまして御説明をいたします。まず2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費資金運用管理事業でございますが、公共施設整備基金及び林野基金並びにふるさと基金への積立を行うものであります。また子ども子育て基金の創設に伴い、ふるさと事業基金から編入を行います。補正額を合わせまして3億6千740万2千円でありまして、918万円がその他財源で、残り3億5千830万2千円が一般財源であります。

次に2款総務費、3項開発促進費、企画振興費交流活動施設整備事業でございますが、こちらは交流活動施設整備工事費にかかる入札執行残額を減額するというのでございます。工事請負費施工監理業務委託料合わせまして404万円を減額するというのでございます。財源内訳につきましては道支出金が600万円の減、町債は4千410万円の増と残り一般財源で4千214万の減額ということであります。私の方から以上です。

○総務G主査

続きまして、総務グループ所管の補正予算概要につきましてご説明いたします。一番上段、2款2項1目一般管理費の自治体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、平成29年4月から国とのマイナンバー情報連携に伴うセキュリティ強化対策として、ネットワークシステムの分離構築及び個人認証セキュリティシステムを導入するものでございます。平成28年1月からマイナンバー事業が開始されておりまして、各自治体において早急にセキュリティ強化の対策を行うべく、平成27年度の国の補正予算措置による補助事業として実施するものでございます。

内訳としましては、自治体情報セキュリティ強化対策費業務委託料及びパソコン、プリンター、USBなどの機具購入費として合計補正額6千703万4千円でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が535万円、町債の地方公共団体情報セキュリティ対策事業債が530万

円、残り5千638万4千円が一般財源でございます。

続きまして、上から3段目、14目総合庁舎管理費の庁舎案内パネル設置事業につきましては、庁舎内の組織再編に伴いまして、来庁者の利便性及び混乱を来たさないように、新たに庁舎1階2階の各カウンターに課グループ業務案内パネルを設置するものであります。案内パネル8台分としまして補正額200万円を計上しております。

財源内訳は全額一般財源でございます。以上で、説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま一般会計補正予算第5号の説明がございました。各委員の方から。加藤委員。

○加藤副委員長

補正予算の概要の37ページの一番上のセキュリティ強化対策事業というのは、補助金等での処理が出来なかったのか。それを今回町でやったと言いますか、逆に言うと、ここまで清里の環境が遅れていたのか。今回のセキュリティ管理に関して国の補助金等整理がつくものではなかったか。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

前の委員会でも御説明したと思うんですが、国の方の補助金については人口比に対して一定の補助金しか出てこない。それに対する2分の1が補助、そして残りが起債等々で対応できますよということで、基本的には町として必要なセキュリティ対策を行うにあたる残りの分については、各地方団体の財源をもって行いなさい。これは国の考え方でございますので、今回国庫支出金が500万、町債が500万、あと残りの5千600万が一般財源というような取り扱いになっております。先ほど全体的な中でお話ししたとおり、自治体情報セキュリティ強化対策事業ともう一つの年金生活者等の支援臨時給付金、これについても、国の今回の補正に基づいて行われるものでございますので、次年度への繰越事業という形で実施させていただきたいというふうに考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。他、委員さん。堀川委員。

○堀川委員

基金について教えてほしいのですけども、こども子育て基金というのを新たに創設されるということで理解しましたが、他の3点は継続で金額も今までと同じ金額なんでしょうか。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

基金の全体的な中身でございますが、今回子育て基金につきましては、現在ありますふるさと基金のうち、昭和63年に創設されていますふるさと創生基金を1つの原資として2億830万2千円を組換して積み立てをさせていただきたいというものでございます。もう1つ減債基金積立金につきましては、介護収入の減額分ということで2千165万6千円の減額になります。あと立木売り払い分につきましては、林野基金の積立金に529万2千円。同じく立木売り払い金として、ふるさと事業基金積立金に388万8千円。今後事業の展開が想定されます施設の整備それから改修等々の施設整備につきまして、積み立てをしていきたいということで、公共施設整備基金の積立金としても1億5千万円を今回積み上げしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○勝又委員長

堀川委員。

○堀川委員

公共施設の積み立てに関して、昨年度の積み立ては。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

昨年度の資料を持ってきてないんですけども、昨年よりは、はるかに多い形で積み立てはしていきたいというふうに考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。

○堀川委員

もう1点なんですけれども、ふるさと寄附金の115万円。何件あったのかを教えてください。

○勝又委員長

総務課。

○企画財政G総括主査

今回の115万円の部分ですが、6件になります。

○堀川委員

115万という金額は結構な金額ですけども、6件は非常に少ないなという感覚を持つので、できる限りPRそういう件数を増やすは努力をしていただきたいと思います。

○勝又委員長

総務課長。

○総務課長

ふるさと寄附金につきましては前々から堀川委員の方からいろいろお話をお聞きしております。昨年の12月に新たにカテゴリーを少し増やしながらかやってくるという状況でございます。まだまだ足りない部分がありますので、新年度からは農産物ですとか、いろんなものを含めた中で、もう少しカテゴリーも精査して増やしていき、進めていきたいと考えてございます。

○勝又委員長

よろしいですか。ありませんか。無ければ、終わります。⑬清里町28年度の予算の概要について。総務課長。

○総務課長

それでは私の方から平成28年度の予算編成の概要についてご説明いたします。別紙の資料3をご覧ください。

まず平成28年度予算方針につきましては、第5次総合計画後期5ヵ年計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標の着実な推進を図ることを基本といたしまして、子ども子育て支援事業、教育支援事業、新しい人の流れをつくる事業、住民活動への応援支援事業、そして地域活性化に向けた地域振興事業、産業生活基盤であるインフラ施設等の整備事業なども施策事業の視点を持って予算編成を行っているものでございます。

各会計の予算につきましては5ページをお開きください。一般会計につきましては予算総額を49億900万円でありまして、昨年度は統一地方選挙に伴いまして骨格予算だということもありまして、平成27年度予算に対し8億8千800万円の増となっております。ちなみに統一選挙後における肉付け予算であります6月、9月補正後の平成27年度の予算額は45億4千500万円でありまして、よって前年比3億6千400万1千円の増。率にしまして108%となっております。介護特会から焼酎までも含めると65億3千231万7千円であり、前年対比9億2千460万9千円の増、前年比116.5%となっております。一般会計の伸びにつきましては、旧レストハウスの改修事業であります情報交流施設整備事業及び公営住宅建設事業等の当初予算の計上と新規事業の計上などが主な要因と考えられます。

介護保険事業特別会計につきましては給付費の増、国民健康保険事業特別会計につきましては納付金及び拠出金の減、後期高齢者事業特別会計につきましては、広域連合の負担金の増、簡易水道特別会計事業につきましては第1第2簡易水道の事業統合に向けた認可事務にかかる増でございます。農業集落排水特別事業会計につきましては公債費の減、焼酎事業特別会計につきましては、資材費・公課費に係る経費の増が主な要因でございます。

6ページをご覧ください。一般会計歳入の内容でございます。依存財源であります地方譲与税から地方特例交付金までは過去の実績等を勘案し予算計上しております。ちなみに地方消費税交付金につきましては、社会保障安定財源分としての増額が見込まれてございます。地方交付税につきましては、基準財政需要額から町税など基準財政収入額を控除した見込み額と近年の実績を勘案し2億2千100万円の増額計上しております。国及び道支出金につきましては、補助

事業等の実施に伴い増額予算の計上となっております。町債につきましても投資的事業等の実施に伴い、3億2千530万円の増額を計上でございます。自主財源におきましては町税につきまして農業者所得の堅調な推移などを考慮しながら、650万円の増額計上でございます。財産収入につきましては町有林立木の売り払い収入の減によるものでございます。繰入金につきましては、公共施設の長寿命化を図るため施設の整備と子育て等支援の充実を図るために、公共施設整備基金及び子ども子育て基金からの繰入が主な要因でありまして1億4千912万5千円の増額計上でございます。

諸収入につきましては介護報酬収入の減によるものであり、386万3千円の減額を計上でございます。

7ページをお開きください。歳出につきまして増減の主な要因について御説明をさせていただきます。

議会につきましては、大きな増減はございません。総務費につきましては、職員人件費、旧レストハウスであります情報交流施設整備費及び管理費。総合計画後期5ヵ年及びひと・まち・しごと創生総合戦略を推進するために、包括的な新目を設けたことにより増額するものであり、前年対比3億9千81万2千円の増額計上となっております。民生費につきましては、介護保険事業特別会計繰入金が増額要因にあげられます。衛生費につきましては保健福祉総合センターの非常用発電機設置事業及び冷房設備更新事業が主な要因であり、前年対比6千785万5千円の増額計上でございます。農林水産業費につきましては道営事業であります多目的機能支払交付金事業の当初計上及び農協が実施します施設整備に対する支援が主な要因であり、前年対比2億7千199万6千円の増額計上であります。商工費につきましては、店舗出店改修等補助事業等の当初計上及び緑清荘緑温泉の施設の改修事業が主な要因でありまして、前年対比4千232万8千円の増額計上でございます。土木費につきましては道営等整備事業、橋梁の長寿命化事業の増額分と公営住宅建設改修事業等の当初計上が主な要因でありまして、前年対比1億6千289万4千円の増額計上でございます。消防費につきましては、大きな増減はございません。教育費につきましては、町民プール外構整備事業が終了したことによる減額計上でございます。公債費につきましては元金及び利子減によりまして前年対比3千751万4千円の減額でございます。

次に主な事業概要についてご説明申し上げますので、2ページにお戻りになっていただきたいと思っております。それでは28年度予算の主な事業についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、この後の所管より詳細な説明があろうかと思っておりますので、私どもが概略だけ説明をさせていただきます。

子ども子育てにつきましては、新たに設けます総務費の総合戦略事業におきまして、新規事業といたしまして不妊治療助成事業・出産祝い金支給事業・乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業。継続事業といたしまして、子育て支援医療費扶助事業。子育て支援保育料補助事業などを計上し、出産・子育てへの支援を充実してまいりたいというふうに考えてございます。

安全・安心なまちづくりにつきましては、新規事業といたしまして、24時間電話健康相談サービス事業、拡充、継続事業といたしまして、予防接種事業から高齢者等暖房等支援事業を衛生費、社会福祉費、新目の総合センター等に計上し、各事業を展開するものでございます。

新しい人の流れにつきましては、新たな事業といたしまして、清里町観光計画策定事業、民間賃貸住宅建設促進事業、若者、若者世代居住推進家賃補助事業を実施しながら継続事業といたしまして、情報交流施設整備事業を実施し、移住交流人口の促進を図ってまいりたいというふうに

考えてございます。

3ページをご覧ください。住民活動につきましては地域活動推進事業交付金を継続実施し、それとともに新たな事業といたしまして地域の活性化や町の魅力発信につながる活動を行っている団体を応援支援するためのきよさと応援事業を新たに行ってまいります。庭園のまちづくり事業につきましては、花と緑と交流のまちづくり事業、ふるさとの森づくり事業継続実施してまいります。

地域経済の活性化につきましては、新規事業といたしまして、農協が実施します施設整備に対する支援として農業施設整備事業、また若者を雇用する町内事業者に対する補助を行う若者雇用拡大奨励金交付事業を行うとともに、継続事業といたしまして、中小企業融資貸付制度事業店舗出店改修等補助事業と制度を拡充しました住宅改修等促進事業を実施してまいります。

教育につきましては、継続事業が中心でございますが、新規事業といたしましてグローバル社会における子供の国際協力教育を推進するために国際理解教育推進事業を実施するとなっております。

4ページの地域インフラ等整備につきましては、継続事業といたしまして、町道や橋梁等の整備補修等を実施する道路等整備事業、道路新設改良事業を実施するとともに農業基盤整備事業を実施します農地整備事業や地域協働による農地等の資源管理保全活動の取り組みを支援いたします。多面的機能支払交付金事業、公営住宅建設及び改修事業、清掃センター長寿命化改修事業を実施してまいります。また新規事業といたしまして、保健福祉総合センターの施設利用者の安全の確保と利便性を向上するために非常用発電機の設置事業、冷暖房設備更新事業などを実施してまいります。

最終の8ページにつきましては、平成28年度予算におきます新目・廃目を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で雑駁ではございますが、平成28年度予算概要についての説明を終らせていただきます。この後、各担当より平成28年度の予算説明がありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○勝又委員長

ただ今清里町の平成28年度の予算の説明がございました。ありませんか。次移ります。

平成28年度一般会計の当初予算主要施策事業総務課所管について。お願いいたします。

○総務G主査

それでは私の方から38ページに記載の事業についてご説明いたします。2款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費、人事評価制度導入事業につきましては、平成28年度からの人事評価制度運用に伴う目標設定支援評価者訓練、システムの構築運営など専門の業者に委託するものであります。事業費は、業務委託料として203万1千円であり、全額一般財源で計上しております。同じく1目社会保障税番号制度システム導入事業につきましては、健康管理システム、障害者福祉システム、確定申告システムの3システムについてマイナンバー利用に伴う改修及び情報連携テスト行うものであります。事業費はシステム導入事業委託料として182万6千円であり、国庫支出金54万4千円、一般財源は128万2千円となっております。公用車6号車について老朽化による故障が頻繁に発生しており、使用時の事故の危険性が高いため、更新するものであ

ります。事業費は、現在の車両の処分量、車両購入に係る経費合わせて245万8千円であり、全額一般財源で計上しております。10目緑センター費、緑センター施設改修事業につきましては、緑センターの体育館の通気性を確保するため体育館に設置されている窓を改修するものであります。事業費は改修工事請負費として144万円であり、全額一般財源で計上しております。13目職員福利厚生費、職員住宅管理整備事業につきましては、既存の職員住宅に必要な設備更新、改修、解体整備を行い、長期的持続的な利用を可能とするものであります。事業費は単身者住宅12戸のクッキングヒーター修繕料として167万円、平成27年度改修住宅の外壁塗装工事請負費として68万円、はごろも団地南側にあります2戸の住宅解体工事請負費として327万円合計562万円であり、その他財源として、職員住宅使用料を全額充当しております。同じく13目職員単身者住宅建設事業につきましては、今後予定されている新規採用職員の入居住宅確保のため、平成28年度1棟4戸の職員住宅建設を実施する上で必要な実施設計及び地耐力調査を行うものであります。事業費は実施設計業務委託料として451万円であり、その他財源を除く373万5千円が一般財源となっております。14目総合庁舎管理費、庁舎暖房設備改修事業につきましては、庁舎及び町民会館に供給している暖房設備の老朽化に伴い、性能が低下していることにより負荷がかかり、稼働停止のおそれがあるため2基あるうちの1基のボイラーの改修を行うものであります。事業費は、改修工事行方請負費として572万4千円を全額一般財源で計上しております。以上です。

○企画財政G主査

私のほうから企画グループの事業についてご説明させていただきます。39ページをご覧ください。

2款総務費、3項開発促進費、1目企画振興費、地域おこし協力隊事業になります。こちらについては本年度より2名の地域おこし協力隊を迎えております。28年度について継続的に事業を行っていきます。事業費については952万2千円ですべて一般財源となっております。1目企画振興費の情報交流施設整備事業であります。現在改修中の旧レストハウスの工事費となります。事業費につきましては2億349万2千円です。財源内訳については、国庫支出金3千万、地方債1億6千400万円、一般財源が949万2千円となっております。続きまして10項総合戦略費、1目総合整備戦略事業費であります。清里町特産品販路の拡大事業についてですが、本町の特産品のPRを行い、特産品の販路拡大をはかってまいります。事業費については386万6千円で、すべて一般財源となっております。4段目の若者、若者世帯居住推進家賃補助事業についてですが、詳細については先ほど説明しておりますので省略させていただきます。事業費については108万円ですべて一般財源となっております。最後に若者雇用拡大に奨励金交付事業についてですが、こちらについても先ほど説明しておりますので、内容については省略させていただきます。事業費は90万円ですべて一般財源となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○勝又委員長

ただ今28年度一般会計における当初予算の主要施策総務課所管の部分の説明がございました。⑬の予算の概要も含めて、各委員の方ありませんか。

総務課全般を通して質問漏れありましたら、ございませんか。池下委員。

○池下委員

確認したいことがあります。今月17日の朝刊でありますけれども、国勢調査道内の人口と世帯数が発表された。わが町も載っております。これ2015年10月1日の国勢調査発表ですよ。清里町の人口が4千226名。世帯数が1千671とでている。去年の9月30日付の清里広報をこれで見ますと、人口が4千327名。100名違うんですよ、数字が。世帯数に関しては、1千820と150世帯違うんです。これ1日しか変わらない数字なんです。確認したいのですが、どれが本当の数字ですか。

○総務課長

ちょっと手元に詳細な資料は持ってきてないため後ほど確認させていただきながら報告をさせていただきますと思います。

○勝又委員長

ほかありませんか。以上持ちまして総務課14点につきましておわりたいと思います。ご苦労様でした。休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○勝又委員長

再開します。まず1点。平成27年度一般会計補正予算生涯教育課所管分について。生涯教育課長。

○生涯教育課長

生涯教育課1点目の平成27年度一般会計補正予算でございますが、この補正予算につきましては、3月補正実行予算によりまして、今後事業執行にあたりまして必要な経費の増、それから27年度事業実績によります不用額の減額が内容となっております。それぞれ担当より説明をいたします。生涯教育課担当。

○学校教育G総括主査

それでは27年度一般会計補正予算生涯教育課所管分について、主なものについてのご説明を行います。私の方からは学校教育グループ分についての説明をいたします。一番上段でございます。9款教育費、1項教育総務費、2目教育諸費の清里高等学校総合支援対策事業費補助につきましては、平成28年4月清里高校に合格し、入学する者に対する入学支度金補助を前倒して支給するための経費としまして、所要額を計上するものでございます。現在予算額は867万4千円でありまして、本年度の支援対策事業費の見込みが627万4千円でございます。入学支度金につきましては現在の出願者数の最大37名をもって370万円でございます。現行予算との差し引き所用額130万円を計上するものでございます。財源につきましては全額一般財源となります。以上が学校教育グループであります。

○社会教育 G 主幹

続きまして、社会教育グループについて御説明申し上げます。総務費、庭園のまちづくり事業費、花と緑と交流のまちづくり事業費の町民海外派遣研修事業でございます。本事業につきましては、本年度参加申し込みがなかったことにより、町民海外派遣研修事業補助180万円を減額いたします。なお町民海外派遣研修事業につきましては、次年度事業を休止いたしまして関係機関と事業内容等について協議を行ってまいります。次に教育費社会教育費、生涯学習総合センター費の学習センター管理運営事業でございます。学習センターの管理運営のうち原油価格の下落等に伴いまして、燃料費を減額するとともに不足いたします手数料それから印刷機借り上げ料を増額し、併せてプラスマイナスで122万1千円の減額を行うものです。最後に教育費、保健体育費、町民プール費の町民プール外構整備事業でございます。本事業は既に事業が完了し、支払いも終わっていることから入札執行残134万円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただ今一般会計補正予算の関係の生涯教育課所管についての説明がございました。委員の皆様方からありませんか。はい加藤委員。

○加藤副委員長

1番上の教育費の高校の支援策の予算の中で37名最大と。こういう中で2次募集とかで40名になるっていう確率は無いということでもいいんですか。補正のやり方の中で、逆に40名にしておいて余って不用額ってするっていう処置をしなくても大丈夫なのかどうなのか。これちょっと気になったので

○勝又委員長

はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

今現在で37名ということのみておりますが、二次募集等終わった中でも対応可能ということで、考えているところでございます。よろしいですか。委員さん

○勝又委員長

はい堀川委員。

○堀川委員

町民海外派遣研修事業が中止の方向への説明だったんですけども、全く中止っていうことではなくて、今後まだ検討の余地があるのか、どのような検討がされているのかちょっと教えてください。

○勝又委員長

はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

先ほど説明しましたが、町民海外派遣研修事業につきましては、28年度一応休止ということで、今後完全に中止ということではなくて休止をしまして、町民海外研修の在り方につきまして、関係機関、町、農協、商工会、林産協同組合と協議をさせていただきながら、今後の手法等を検討させていただきたいというふうに思っています。近年、平成23年、24年度が0人、25年度が7人、26年度、27年度0人ということで、大変参加者が低迷しているということで、事務局としましてもちゃんとニーズに答えられているかということも含めまして反省に立って関係機関と協議をしながら今後28年度に海外研修のあり方について検討し進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○堀川委員

わかりました。

○勝又委員長

他、はい伊藤委員。

○伊藤委員

今のことに関して詳しく聞きたいんですけど、町民海外派遣事業補助で180万みていたんですけど、これって何人分っていう形で見えていたんですか。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

当初予算では補助金30万円の6人分の180万ということで予算を見ていたところでございます。

○勝又委員長

伊藤議員。

○伊藤委員

ちなみに一人あたり実質かかっているお金ってどれぐらい。

○勝又委員長

はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

その研修の場所、内容等によって経費は違いますが補助としては経費の3分の2、30万円を上限ということで予算の方措置しております、その6名分ということで180万です。

○勝又委員長

良いですか。他委員さんありませんか。なければ終わります。

②番、平成28年度一般会計当初予算主要施策事業生涯教育課所管分について。生涯教育課長。

○生涯教育課長

生涯教育分の平成28年度の主な施策でございますけども、これにつきましては新規事業及び拡充事業それから特異的な継続事業について、それぞれ担当の方から説明させていただきます。

○勝又委員長

生涯教育課担当。よろしくお願いします。

○学校教育G総括主査

それでは資料2ページをご覧くださいと思います。28年度の一般会計当初予算主要施策でございます。まず2款総務費、10項総合戦略費、1目総合戦略事業費の教育支援専門員配置事業でございますが、継続事業としまして本町の学校教育、社会教育の充実生涯教育及び子育て支援の推進を図るため、教育支援専門員を1名配置するもので人件費分284万7千円を計上するものでございます。財源は過疎債が100万円、残り184万7千円が一般財源となります。

続きまして、2款総務費、同じく総合戦略事業費でございますが、新入学児童記念品贈呈事業も継続事業でございます。平成29年度町内小学校入学児童に対し、学用品の格差解消及び保護者負担の軽減を図るためランドセルを支給するものでございます。予定としまして40名分の経費155万6千円を計上するものでございます。財源は子ども子育て基金30万円、残り125万6千円が一般財源となります。

続きまして特別支援教育支援員配置事業も継続事業でございますが、特別支援教育支援員の配置として清里小学校の主に低学年の児童で個別の支援が必要な児童への体制強化というための配置ということで2名分、576万5千円。清里中学校での特別支援学級生徒に対応して、個別の支援体制を強化するための配置として1名分288万3千円を計上するものでございます。財源は、子ども子育て基金が250万円。残り614万8千円が一般財源となります。

続きまして、同じく総合戦略事業費の小学校情報端末機器等整備事業も継続事業でございます。町内小学校2校あります教育機器整備によりまして時代環境の変化に対応した教育を推進するため、清里小学校においてはサポート体制が終了するパソコン8台の更新、光岳小学校では、無線LAN環境の整備とあわせてタブレット端末12台を導入、緑町小学校においても同様に無線LAN環境の整備とタブレット端末8台の導入を図るもので合計639万5千円を計上するものでございます。財源は子ども子育て基金が630万円、残り9万5千円が一般財源となります。

続きまして、同じく中学校情報端末機器等整備事業も継続事業でございますが、中学校においても小学校同様の措置としまして、パソコン7台の更新、タブレット端末7台を導入するもので合計289万2千円を計上するものでございます。財源は子ども子育て基金が280万円、残り9万2千円が一般財源となります。

続きまして、同じく総合戦略事業費、児童生徒登下校安全管理器具購入でございますが、こちらにつきましては新事業としまして、児童生徒の登下校の安全管理を目的として、通学路周辺に

防犯カメラを設置するものでございます。今回プラネット側から16号道路の通学路を見渡せるよう2台のカメラ及びレコーダーモニター機器の整備を行います。設置経費を含めまして79万2千円を計上するものでございます。財源は子ども子育て基金が70万円。残り9万2千円が一般財源となります。3ページをご覧ください。

続きまして、同じく総合戦略事業費の清里高等学校総合支援対策事業費は、拡充事業で入学者の確保に向けた28年度から新たな支援対策を追加し、現在補助対象としております。高体連等出場経費、進路指導強化対策費、資格取得対策費、特色ある学校づくり推進事業に加えて、町外通学者通学費補助、国公立大学入学補助進路指導強化対策費補助通学バス運行に係る業務委託費を支援強化するものでございます。なお入学支度金補助につきましては、今回前倒し支給したことにより、平成29年度入学志願者数が見えてきます。来年3月補正時に28年度の執行状況を精査し、補正措置により対応してまいりたいと考えてございます。現在合計で1千920万8千円を計上するものでございます。財源につきましては過疎債が910万円。子ども子育て基金が920万円。残り90万8千円が一般財源となります。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目教育諸費の教職員住宅修繕事業は継続事業でございます。老朽化してきました教職員住宅を修繕計画に基づき、延命化を図るため屋根外壁の塗装修繕を行い生活環境の改善を図るものでございます。対象物件は清里中学校1戸の教職員住宅でございます。合計184万9千円を計上するものでございます。財源は一般財源となります。

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目教育諸費の遠距離通学バス業務委託事業も継続事業でございます。上斜里、江南、緑、札弦方面から中学校へ通学する生徒の交通手段の確保と新栄小、江南小の閉校に伴う児童の通学手段としてのバス運行の経費の委託料となります。なお同便につきましては清里高校も利用しているものでございます。さらに一般乗合としまして、町内一律200円での乗車もできるものとなっております。経費としまして総額2千274万9千円を計上するものでございます。財源として国庫支出金の遠距離通学費補助金が101万1千円。残り2千173万8千円が一般財源となります。

続きまして、同じく教育諸費の特色ある学校づくり推進事業も継続事業で学校の伝統や校風、地域の特性を生かした創意ある教育活動を展開し、特色と魅力ある学校づくりを推進するための交付金としまして各学校分として110万円及び連携推進分50万円を併せて160万円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となります。4ページをご覧ください。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の清里小学校便所改修事業は新規事業でございます。児童の健康維持の観点から一部和式便所から洋式便所へ改修するものでございます。男子1カ所、女子2カ所の経費としまして102万円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となります。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の光岳小学校電気設備修繕事業も新規事業でございます。老朽化した変圧器の更新によりまして、適正な維持管理を行い、教育財産の延命化を図るものであります。今回高圧充電設備の変圧器2台の更新にかかる経費としまして合計125万円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となります。

続きまして、同じく臨時事務職員配置事業も継続事業でございます。児童数減少、学級数減少によりまして、4月以降道費負担職員が配置されない場合、光岳小学校もしくは緑町小学校に臨

時の事務職員を配置するための軽費としまして248万2千円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となります。

続きまして、同じく学校管理費の清里小学校競技施設整備事業は新規事業でございます。児童の体力向上に向けまして、清里小学校グラウンドに走り幅跳びの競技施設を整備するための経費としまして合計138万3千円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となります。

続きまして、同じく学校管理費の小学校外灯整備事業も新規事業でございます。児童の登下校時の安全確保のため、清里小学校及び緑町小学校へ投光器を追加整備するための経費としまして合計89万9千円を計上するものでございます。財源は全額一般財源となります。

続きまして、9款教育費、5項保健体育費、5目学校給食センター費の給食調理事業は拡充事業でございますけれども、小・中学校、保育所、幼稚園の園児、児童生徒の栄養バランスのとれた給食の調理提供を行うとともに、地場産の食材を使用し、地産地消を推進してまいりたいと考えています。また28年度より希望する清里高校生への給食の提供をやってまいりたいと思います。高校への提供によります食数の増加によりまして、それらも含めまして賄材料費2千961万円。調理業務委託料2千160万円を含め、総額5千145万円を計上するものでございます。財源としまして、給食費負担金が2千538万6千円残り2千606万4千円は一般財源となります。

以上が学校教育グループ分となります。

○勝又委員長

生涯教育課担当。

○社会教育 G 主幹

次に社会教育関連の主要施策について御説明申し上げます。5ページをご覧ください。総務費、総合戦略費、総合戦略事業費の高校生海外派遣研修事業につきましては、清里高校生1年生37名、それから引率教員2名をニュージーランドモトエカ町へ派遣する経費といたしまして1千522万3千円を計上するものです。財源は、子ども子育て基金900万円と、一般財源622万3千円でございます。

次に同じく総合戦略事業費の外国人英語指導業務委託事業でございます。本事業は平成27年度より業務委託により実施し、主に小中高等学校に外国人英語講師を派遣しているところでございます。平成28年度につきましても同様に業務委託を行い、委託料470万円を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に同じく総合戦略事業費の国際理解教育推進事業でございます。本事業につきましては、国際理解教育の素地を培うことを目的としまして未就学児や小学校低学年の児童及びその保護者を対象として新たに実施するものでございます。報償費需用費併せまして、49万円を計上するものです。財源は子ども子育て基金40万円と一般財源9万円でございます。

次に同じく総合戦略事業費のスポーツ合宿等誘致支援事業でございます。本事業は本町で合宿を行う団体に対しまして支援を行うものですが、前回の常任委員会でご協議申し上げましたとおり、平成28年度からは合宿を支援する団体に対しましても支援を行うこととし、新たに負担金補助及び交付金を予算措置しております。それを合わせまして、184万2千円を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に教育費、社会教育費、社会教育総務費のスポーツ文化施設管理運営事業でございます。本事業は、図書館、トレーニングセンター、町民プール、緑スキー場等の管理を一般社団法人清里町スポーツ文化施設管理協会に委託し、効率的な管理運営と住民サービスの向上を図るもので委託料3千314万2千円を計上するもので、財源につきましては一般財源となっております。

次に、6ページをご覧ください。教育費、社会教育費、生涯教育費のプラネットステージ公演事業でございます。本事業は、町民にすぐれたステージ公演を鑑賞する機会を提供するものでありまして年間2公演程度を予定してございます。負担金補助及び交付金300万円を計上するもので、財源は一般財源でございます。

次に教育費、社会教育費の生涯学習総合センター費図書館照明器具取り替え工事事業でございます。本事業は図書館の照明器具をLED照明に交換することによりまして消費電力の削減を図るものでございます。工事請負費といたしまして230万9千円を計上するもので財源は一般財源となっております。

次に同じく生涯学習総合センター費のモトエカ広場モニュメント基礎改修工事事業でございます。本事業は平成9年に建てられました清里町100年の記念モニュメントの基礎部分が劣化してまいりまして、化粧石が剥がれ落ち危険を伴うということから改修を行うものです。工事請負費といたしまして208万2千円を計上するもので、財源は一般財源となっております。

最後に教育費、保健体育費、保健体育総務費の斜里岳ロードレース大会実行委員会補助事業でございます。本事業は第39回の斜里岳ロードレース大会の運営経費を補助するものでありまして負担金補助及び交付金300万円を計上するものでございます。財源は一般財源となっております。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

私の方から1点補足させていただきたいと思っております。5ページの一番下スポーツ文化施設管理運営事業でございます。この事業につきましては本年3月31日で長期継続契約が切れるということで、昨年12月の常任委員会で28年度からの委託の内容の変更及び特異的な事項について説明させていただきました。そのときに臨時職員図書館司書の増員等のお話をさせていただきましたし、消費税が27年度分から課税されるということで経費等がかなり増額になるということで、たしか池下委員からの質問だったと思いますが、その時には約540万円増の3千200万円程度ということで答弁させていただきましたが、その後、協会臨時職員等の待遇改善、それに伴う総体経費の増に伴います消費税の増によりまして、今回提示しております約650万円増の3千314万2千円となっておりますので、12月と若干金額等説明等変更になっていることをご了承いただきたいというふうに思っています。以上です。

○勝又委員長

ただ今平成28年度の一般会計当初予算主要施策事業、生涯教育課所管分についての説明がございました。委員の皆様方から池下委員。

○池下委員

何点が聞きたいんですけど、まず2ページの児童生徒の登下校の防犯カメラの問題なんですけど、プラネット側から16号へ2台とも同じ位置につけるんでしょうか。

○勝又委員長

はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

プラネット側から北側の駐車場へ、かなり幅がありますので16号側沿いに端から端の施設のところの外壁に設置を、今のところ予定をしているところでございます。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

16号通りってというのは、通学路で結構子どもたちも多いんではありますけど、結構車の通りもあるんですね。であるならばちょっと子どもたちのことを考えたら車の余り多いところにおいても意味がどうなのかなっていうふうに思うんですけど、2台設置するんであれば16号側に向けて1台あとは江南線に向けて、学校終わってからというふうなことは考えていないんでしょうか。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

今のところ28年度におきましては、学童保育が学習センターでやっております、今現在80数名ぐらいの子どもたちが登録しております。1番子どもたちが駐車場を通過して学童保育に来ることもありまして、メインでとりあえずモデル的に28年度については学習センターの北側、16号のところを今のところ考えているということでございまして、今後言われたとおり、どこで本当に必要なのかということを含めまして、防犯カメラのあり方等を検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

はい。池下委員。

○池下委員

それとですね、3ページの清里高校の支援対策事業の中で通学バスが運行されるんですけども、これはどこと契約して具体的に小清水側から何便っていうのを、前にも説明ありましたが、再度説明願いたいというふうに思います。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

スクールバスの運行につきましては現状では地元の業者を考えているところでございますが、あと便数につきましては朝1便それから夕方4時台の便を1便と、部活が終わってからの7時前後の便1便ということで、朝1便夕方2便の予定をしているということでございます。

○勝又委員長

池下委員。わかりました。

○池下委員

それと最後ちょっと聞きたいんですけども、5ページが一番下のスポーツ文化施設の管理なんですけど、先程課長の方から説明ありましたが、この中で緑スキー場に関して圧雪車が相当傷んでいる。これを今まで補修修理しながら、だましまし使ってきたという経緯は聞いておりますけども、これを新規に考えているのか。また、新規でやるとなれば相当な金額になりますけども、スキー場自体ひっくるめてですけど、今後どういうふうに考えているのかわかる範囲で良いですので、ちょっとお答えいただきたいなと。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

緑スキー場それから圧雪車の関係につきましては、前回、伊藤委員からも御質問あったかなというふうに思います。今後、緑スキー場のあり方につきまして運営を行っていく上では、圧雪車については優先度が高いということで、前回お話をさせていただいたところでございます。現在圧雪車はかなり老朽化しているということで、現在の圧雪車につきましては63年度に購入して27年が経過してございます。圧雪車新たに購入するとなりますと、今現在の試算では3千万弱、2千800万から2千900万ぐらいかかるかなというふうに積算をしているところでございます。またそれに伴う車庫等の整備も必要かなというふうに今積算をしているところでございます。

今後緑スキー場のあり方につきまして、今言いました老朽化しております圧雪車、それからリフトの安全運行に係る経費が今後年次的にかかってきますので、それらを含めまして整備方針の方でまとめまして、今後常任委員会とも協議をさせていただきまして、原課では今後も緑スキー場、学校教育、それから町民の健康の面からも運営を継続したいとは考えておりますが、今言った経費等もみながら、常任委員会等にも提示しながら整備方針等をまとめまして、希望としては6月補正等で圧雪車ができればと思っておりますが、整備方針等示しながら協議ができるかなというふうに思っているところでございます。

○勝又委員長

はい池下委員。

○池下委員

たしかスキー場のトイレですか。休憩室ですか。改修したと思いますけども、そういうふう
に改修しながらやるということは、今後前向きにやっていきたいという現れだと思
いますので、直しながらやるって言っても結構金額が膨らんでいくのかなという
ふうに思いますので、やるのであれば思い切って買ってしまっ
て、もう修理の心配がないような、そしてスキー場を十分に子どもたち
学校教育にまだまだ使っていただけるような仕組みをこれから考えていった
方が良いと思いますよ。

○勝又委員長

はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

今、池下委員から言われたことを肝に銘じまして、今後のスキー場の在り方を事務局とし
ましては今後も学校教育それから先ほど言った健康づくりの面で継続の方進めてい
きたいと思っておりますので、またいろんな面で協議させていただきたいという
ふうに思っております。

○勝又委員長

よろしいですか。他委員さんありませんか。堀川委員。

○堀川委員

高校生の海外派遣事業なんですけども、今回たくさん子どもたちが入学してくる
ということで、引率含めて39名、モトエカに行くってことなんですけども、今
後この事業の将来を考えていく中で予算的なものもありますでしょうし、また
向こうでの受け入れ体制で、それだけの人数が行って、果たしてホームステイ
が出来るのか出来ないのかといういろんな問題もでてくると
思いますけども、この事業について、今後の方針みたいなものがあれば教
えていただきたいんですけど。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

今の高校生海外派遣研修事業でございますけども、今年度は希望者とはいえ1
年生が今のところ37名ということで、全部希望すればプラス引率者ということ
になります。この人数ですと国内はもとより海外含めまして、移動等大変に
なるわけでございますけども、また先ほど言われたとおり、受け入れ体制
の方も大変になってくるというふうに思います。現在37名なり40名
となりますとホームステイの方がなかなか厳しいということを聞いて
おります。ホームステイではなく違った方法での滞在を検討しているところ
でございます。今年度約40名というような研修事業になりましたので、
本年度の授業の内容等見極めながら、今後この研修のあり方についても、
もし見直しが必要であれば、それも含めて検討してかなきゃならないという
ふうには思っている

ところでございます。現在この人数の場合の研修事業について、いろいろ研究なり精査をしているというものでございます。

○勝又委員長

堀川委員。

○堀川委員

ホームステイができないとなれば事業の意味合いというかそれが随分変わってくると思うんですね。一般のホテルに泊まって研修するとなれば目的というものも変わってくると思いますし、そのへんも含めて検討が必要だと思えますし、高校生だけではなくて中学生にも門徒の広げ方も考えられると思えますし、一般の先ほど休止ということの説明があった一般の海外研修事業との兼ね合いもありますし、その辺も含めて一度検討が必要なのかなと思えますのでよろしくお願いしたいと思います。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

今堀川議員おっしゃったとおり、この高校生海外派遣事業におきますホームステイのウエイトは確かに重要だというふうには認識をしているところでございます。ただホームステイだけではなく、モトエカ高校との交流、その他を含めまして、海外派遣研修事業にはいろんな意味があるかなというふうには思っているところでございます。今言われました過去に希望者の中学生についても派遣をしたことがありますけども、今回、社会教育中期計画を策定してございますが、その中の件でも中学生にも派遣させたらどうだという意見等もあります。また先ほど説明いたしました町民海外研修事業もありますので、海外研修事業総体を含めまして、今後のあり方につきまして、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○勝又委員長

よろしいですか。はい堀川委員。

○堀川委員

外国人英語指導業務についてですけども、今回高校生にもある程度力を入れて外国語教育ということもできますし、年齢を下げて、中学校またはその下の年齢にも外国を学ぶ機会をということで継続プラス新規ということであがってきていますけども、外国人指導助手の人数も現在1人ということに限られていると思えますけども、その辺先生との外部から臨時でお願いするのか、それとも一人のままでなんとかやっていくのかを確認したいんですけど。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

この外国人英語講師指導業務派遣委託事業でございますけども、現状におきましては28年度におきましても、外部委託より実施を検討しているところでございます。28年度におきましては言われたとおりで高校・中学校・小学校それから保育所、幼稚園、また学童保育も含めまして、今までの派遣につきまして、ゼロから見直して増やせる分については増やしていきたいというふうに考えているところでございます。今回最大限この外国人英語委託事業を活用した上で、今後さらに必要となれば複数配置も検討しなきゃならないというふうに考えておりますが、現在は今委託しております1名の外国人の講師を十分に活用した中で、この事業を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○堀川委員

わかりました。

○勝又委員長

議長。

○田中議長

予算の方じゃないんですけど、過去にも委員会から聞いたわけですけども、遠距離通学バスの件で向陽・江南地区の小学生がギリギリ間に合うっていう話をよくされる。そして朝礼の時に教室にランドセルを置く時間もなくて、まっすぐ体育館に行くとみんながゲラゲラ笑うと。そういうのがやはり窮屈に思うと何回も聞かされたわけなんですけども、そこで小学校から先に行って高校に回って行けば、時間も間に合って少しは余裕ができて小学生も通学に余裕ができ良いんじゃないか。そういう話も地域の人から聞かされたので、このへんどうなのか。

○勝又委員長

生涯教育課長。

○生涯教育課長

江南・新栄の方につきましては、高校でなくてたぶん中学校のスクールバスを利用しておりますので、中学校かなというふうに思いますけども、このバスにつきましては新入学児童が家の状況等を勘案しまして、路線の見直し等は毎年ある程度行っております。ただ時間的な制約もありまして、各家庭の前までには行けないということもあります。それからスタート時間、出発時間の関係もありまして、小学校と中学校の関係で時間がぎりぎりになるということもあります。このスクールバスにつきまして一応中学校のスクールバスということでの運行を基本にしているということもありまして、今言われたことが出ているのかなというふうにも把握しておりますが、実情等調べながら少しでも対応等改善ができれば良いかなというふうにも思っておりますが、まずは事情等調べさせていただきながら改善等できるものについては対応したいとは思っておりますが、中学校路線の見直し等で簡単にはいかない部分もありますけども、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○勝又委員長
議長。

○田中議長

この問題はきつとずっと前から教育委員会の方に耳に入っていると思うんですよね。話聞くと、このスクールバスってというのは中学を対象としてやっているっていうこと。小学生はついでに乗っていると。そういう理解で良いのであれば、また話も別ですが。

○勝又委員長
教育課長。

○生涯教育課長

このスクールバスにつきましては、まずメインは中学校のスクールバスということで運行しておりまして、小学校を統合したときに江南・新栄地区の子どもたちについてはスクールバスにも乗車可能ですよということで運行をしているものでございます。

○勝又委員長
はい議長。

○田中議長

乗車可能ですよということで、その時間に間に合わなければ個人で対応すれと。教育委員会の考えはそういうことなの。

○勝又委員長
はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

バスの運行につきましては、中学校それから小学校の時間に間に合うように運行については体制をとっているところでございます。

○田中議長

私が言いたいのは、せっかくバス走らせて、その中で少しでもやりくりができるような、考えも少し持ってもらわんと。中学が主だからということで、ついでに小学校も利用しても良いですよ。そういう考えっていうのもどうかなと私は思うんですけど。

○勝又委員長
生涯教育課長。

○生涯教育課長

中学校のスクールバスということで運行をしているものでございますが、先ほど言ったとおり

清里小学校に江南と新栄が統合になったときに、スクールバスについても乗車が可能ということで対応しているところがございますし、また遠距離通学補助のとの絡み等もございまして、そちらの方とバスの関係と行っているわけでございます。できる範囲までは、今議長言われたとおり中学校メインとはいえ、可能な範囲の中ではバス時間について対応できるものについては十分検討していきたいと思っておりますけども、今のところ上斜里、江南ということで、どちらが早くなったりとかいろんな部分があるんですけども、また実情を見ながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○勝又委員長

議長。

○田中議長

せっかく走っているバスで、出来ればみんなが利用できるように、車で送り迎えをしていることも聞くわけで、できれば差し支えなければ小学校に先に行って、その後中学と。ちょっとバス会社に、多少距離は延長して検討していただければと。

○勝又委員長

はい、生涯教育課長。

○生涯教育課長

いろんな面で今言った路線、それから時間等も含めまして、また検討させていただきたいというふうに思います。

○勝又委員長

よろしいですね。他ありますか。はい池下委員。

○池下委員

2月13日に住民大会ありまして、その中に2月の10日にチラシが入ったんですよ。パネルディスカッションに関して、真ん中にプラネット講座なるほど清里というところに清里町の若者・よそ者・ばか者って。これこういうふう書いてあるんですけど、このチラシが町民からすごく反響がありまして、何でそんな書き方をしているんだと。これ見ましたら、主催が清里町教育委員会ということになっております。これって一体何なんだという不評がありました。若者はいいと。よそ者はなんだと。最後に、ばか者と。これが実はすごく物議を醸し出して、こういった表現の仕方というのはどうなんですかということをお答えしていただきたいと。

○勝又委員長

生涯教育課

○生涯教育課長

今のプラネット講座の関係でございますけども、今言われた言い方につきましては、講師の方

とも十分に話しながら行っているわけでございますけど、よくあるまちづくりに必要と言われるのが、若者が必要だとか、それからよそから来る人たちのよそ者が必要だ、それからばか者っていう言い方があれなんですけども、そういう言い方、まちづくりにはそういう若者よそ者ばか者が必要だということから、このような表現になったということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

○勝又委員長

はい、池下委員。

○池下委員

例えば何か皆さんで集まった時にそういう話し合いがあるっていうのも、私も十分解るんですよ。ただこれって、全町に配られていて、それをこうやって文字化すると町民の人がバカにされているようだっていうふうな思いを訴える人が結構いたんですよ。何かやるということになれば、こういった表現の仕方もあるのかもしれないけども、こういったことってなるべく載せない方が良いんじゃないという人も多々いたんで、今後考えていただきたいというふうに思います。

○堀川委員

僕は逆にインパクトがあって良いんじゃないかな。できれば、ばか者見に来てくださいぐらいの。

○加藤副委員長

言葉づかいもインパクトの部分だから。要するに一生懸命物事やるやついないと駄目ですよっていう意味なんだけど、その表現が周りに向かって言うことと、町民に向かってアピールすることと、実際にやっている人、端から見ていろんなとり方あるんで、そういう会話ができることがある意味ではプラスかもしれないんで、中身の部分の論議を一生懸命これから進めるように。

○勝又委員長

そういうことで、それでは生涯教育課2点終わりたいと思います。よろしいですか。どうもご苦労様でした。

○勝又委員長

ここで休憩にして昼食にします。

休憩 午後 0時15分
再開 午後 1時15分

○議会事務局長

午前中の池下議員の質問にお答えがありますが。

○勝又委員長

はいどうぞ。

○総務課長

先の委員会におきまして、池下委員の方から国勢調査の住民台帳の人数に差がありますよと、それどういう原因ですかというお話だったんですが、基本的に国勢調査につきましては、10月末をもって、実際に清里に住んでいる方の人数を把握するものでございますので、例えば清里に住所をおいて、町外の大学に行っている方ですとか、そういう方が除かれるというものがございます。でもう1つ本町に住所がありますが違うところに住んでいる方もいらっしゃる。そういうところである程度100名近い差が出てきているのと、世帯につきましては、清楽園等に住んでいる方、入所されている方いらっしゃると思いますけども、あそこは1つの施設として一世帯ってというようなカウントの仕方をします。例えば30名なり40名の方が世帯を持って入所されたとしても、一世帯っていう計算の仕方をするものですから、そこで世帯数のまた差が出てくるというような内容でございます。

○勝又委員長

はい。

○池下委員

そしたら例えば清楽園とか入っている人いっぱいいますけど、今60名ぐらいですか。で老健が70名弱。

○総務課長

老健は住所移さないんですよ。

○池下委員

清楽園だけで考えると清楽園にいる方が全部一人でいるわけじゃなく、清里に住所を有している人もいるわけですよ。でもそれがその世帯に入っているとしても別世帯というふうに数えるの。

○総務課長

基本的に清楽園に入所をされている人は清楽園に住所を移さないためですから、そこで世帯になります。ただ、清楽園は1つの施設としてカウントする、国勢上は一世帯ってというようなカウントにしますんで、当然、町の住基上の世帯と国勢上の世帯とはそこで差が出てくるというようなのが大きな要因です。

○池下委員

150世帯も違うっていうことになれば、清楽園だけで一世帯っていうふうになっても全然つじつまが合わない

○総務課長

例えば清里町に住所を有しても違うところに住んでいる方ですとか、そういう方もいらっしゃいますんでね。違う所に住んでいるだとかかなっちゃうと、それはカウントされませので、そういうものをトータル的に足していくと、今先ほど御指摘のあった差が出てくるということですので、それは理解をしていただきたいと思います。

○池下委員

理解しました。

○勝又委員長

よろしいですか。終わります。

○総務課長

ありがとうございます。

○勝又委員長

それでは昼からの分を再開します。消防署清里分署3点ほどあります。1点、平成27年度一般会計補正予算清里分署所管分について。消防署長。

○消防分署長

消防署清里分署からの提出議題であります。平成27年度一般会計補正予算清里分署所管分及び平成28年度一般会計当初予算清里分署所管分についての御説明をさせていただき、最後に今月10日の常任委員会で伊藤議員より質問のありました救急搬送の傷病者の実態について、担当係長より御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○勝又委員長

はい、それでは担当より、お願いします。

○消防庶務係長

平成27年度補正予算について、3月定例議会に提案する1月末実行見込みによる所要額の補正についてご説明いたします。1ページ目をお開きください。

8款消防費、1項消防費、1目消防費の斜里地区消防組合本部費負担金事業につきましては本部費の執行残による減額で、一般財源49万7千円を減額いたします。

次に斜里地区消防組合清里分署負担金事業ですが、消防費負担金については人事院勧告に伴う人件費の増および実行見込による補正額となっており、一般給与で8万4千円の増、扶養手当で2万6千円の減、住居手当で6万9千円の増、時間外手当で8万3千円の増、期末勤勉手当で4万7千6千円の増、寒冷地手当で5万9千円の減、共済組合負担金で12万円の増燃料費で23万2千円の減、通信運搬費で10万円の減、退職手当組合負担金で41万7千円の減、市町村職員福祉協会負担金で2千円の増となっており、常備消費費内予算の組み替えで施行が可能なことから増減額はございません。

次に非常時消防費負担金ですが、消防団員数の減と出動回数の減により団員報酬で33万4千円の減、費用弁償で25万4千円の減で、58万8千円の減となっております。

次に消防施設費負担金ですが、緊急通信受付指令室設備にかかる入札残として718万2千円の減となり、清里分署負担金事業で777万円を一般財源で減額するものです。

以上です。

○勝又委員長

はい。ただ今消防関係の一般会計補正予算についての説明がございました。委員の皆さま方からありませんか。なければ1番終わらせていただきます。

2番、平成28年度一般会計当初予算分署分について。

○消防庶務係長

平成28年度一般会計当初予算清里分署所管分についてご説明いたしますので、2ページ目をお開きください。資料の上段、清里町一般会計予算を説明いたします。8款消防費、1項消防費、1目消防費、19節負担金補助及び交付金につきましては、清里町一般会計から斜里地区消防組合に負担金として支出するもので消防本部費負担金が1千489万6千円、清里分署負担金が1億7千586万1千円となっており、全体で1億9千75万7千円となり、平成27年度との比較で223万4千円の減額となっております。予算の内訳につきましては、資料の中段斜里地区消防組合一般会計予算で説明いたします。

はじめに、歳入ですが、清里町負担金1億9千75万7千円の内、消防本部に対する負担金として1千489万6千円。次に常備消防費負担金が1億3千812万円、非常時消防費負担金が2千71万円、消防施設費負担金が1千703万1千円。雑入として消防学校入校等に対する助成金10万3千円をそれぞれ予算計上しており、歳入合計は1億9千86万円となります。

次に歳出ですが、消防本部費は、消防組合本部経費にかかる議会費及び本部職員の人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金等の経費と公平委員会費、監査委員費、予備費の清里町負担金負担分として1千489万6千円で、前年対比113万4千円の増となります。主な増の内訳につきましては、デジタル無線にかかる保守3町分を本部一括で行う費用として202万1千円が増額となっているものです。

次に清里分署にかかる常備消防費は、職員人件費、旅費、需用費、役務費、委託料等の経費1億3千822万3千円で、前年対比946万5千円の増額となり、増額の内訳は、消防本部職員引き上げにかかる人件費の増、他臨時費に係る分であり、臨時費につきましては次のページの主要施策事業調べでご説明いたします。

次に清里消防団にかかる非常備消防費は報酬、賃金、旅費、需用費、委託料等の経費2千771万円で前年対比539万7千円の増額で、内容は、平成29年度北海道消防操法訓練大会出場にかかるもので、後ほど主要施策でご説明いたします。

次に、消防施設費ですが1千703万1千円で前年対比1千835万7千円の減額で、内容は平成27年度で簡易指令台の設置が終了したことによるもので、平成28年度の事業は主要施策でご説明いたします。歳出合計は1億9千86万円となり、前年対比で236万1千円の減額となります。

次に、平成28年度消防費予算の主な事業内容につきまして主要施策でご説明いたしますので、3ページ目をご覧ください。8款消防費、1項消防費、1目消防費の消防職員研修事業につきまして、新規採用職員の消防学校、初任教育現職員の消防学校、専科教育である火災調査、指揮系統を研修する幹部研修の他、救急救命士の処置拡大2行為の他、3次救急病院であります北見赤十字病院での研修の費用で112万5千円を、その他で10万3千円、一般財源で102万2千円を計上しております。消防職員貸与品購入事業は新規採用職員に係る制服等で88万8千円と現在着用している活動服を救助型の活動服に更新する費用66万6千円の合計155万4千円を一般財源で計上しております。なお職員の救助型活動服につきましては毎年1着を3年で3着貸与するよう計画しております。

消防庁舎維持管理事業につきましては、現在の仮眠室に間仕切りを設置し、プライバシーの保護及び感染防御を図るための費用131万円を一般財源で計上しております。

北海道消防操法訓練大会出場事業につきましては、平成29年度北海道総合操法訓練大会出場に係る訓練視察及び消耗品費、器具購入費等に係る経費734万8千円を一般財源で計上しております。なお器具購入費につきましては操法訓練大会で使用する小型ポンプの購入194万4千円、消防団団旗の更新で162万円が主な内容であり、残りが訓練に必要な水槽標的等を購入するものであります。

消防水利設備維持管理事業につきましては緑地区にあります。旧緑木材事務所横の消火栓に不具合がありますので、更新する費用140万円と決算委員会で前中議員より御指摘をいただきました札弦中通り、佐藤宅前の防火水槽の蓋が破損しており、今年度も住民より除雪により蓋がずれているとの通報がありましたので、マンホール型の丸い蓋に変更する費用45万4千円の合計185万4千円を一般財源で計上いたします。4ページ目をお開きください。

救助資機材更新整備事業につきましては、平成7年購入の資機材が老朽化によりパワーが出ず車両等の切断が困難になっておりますので、更新する費用、1千54万円を一般財源で計上しております。救急用機材更新事業につきましては、救急車に積載の半自動式除細動器に傷病者監視モニターを追加し、搬送先病院への患者の情報の引き継ぎを確実に行うことと、車外で使用する自動体外除細動器を購入し、救急対応を行う費用332万7千円を一般財源で計上しております。なお今回の提案予算につきましては、今月29日に開催予定の斜里地区消防組合第1回定例議会に議題提案することとなっております。以上です。説明を終わります。

○勝又委員長

ただ今28年度一般会計当初予算清里分署所管分についての説明がございました。皆さまからは伊藤委員。

○伊藤委員

予算に関係ないことになるかもしれないんですけど、ちょっと聞きたかったなと思っているのが、今回新規の方で消防庁舎維持管理事業の中で仮眠室。間仕切り設置、プライバシーとあるんですけど、その庁舎の環境って言うんですか。例えばシャワー室とかあるものなんですか。いろいろ聞いてみたい。

○勝又委員長

はい分署長。

○消防分署長

まず分署の仮眠室の間仕切りにつきましては、現存の施設に間仕切りをいたしまして、現在4名の当直者がいるんですけれども、それぞれ簡易的なベッドを置いて4人で寝ていたような形になりますんで、実際署の中でもインフルエンザ等も発生しております、やはりプライバシーの関係もあり、感染防護の関係上、間仕切りが必要だということで判断して、今回あげさせていただきました。

ただ今伊藤議員からお話のありましたシャワー室につきましては、ここ昭和47年建設の清里町役場なんですけども実は地下室に1カ所シャワー室があるんですが、それは全然使われていないような状況になっております。それで分署といたしましては、シャワー室設置いたしまして、救急救助等あった場合にいちいち自宅の方に帰ってシャワーを浴びて、また戻ってくるということになると、人がいなくなってしまうということになりますので、つけないなというような考えは持っていたんですが、本年度につきましては間仕切りを行いまして、来年度以降シャワーの設置をしていきたいなというふうに考えていますので御理解いただきたいなと思います。

○伊藤委員

今言ったように、かなり仕事の内容等々一般の方に比べると特殊な現状だと思っておりますので、環境改善というんですか、いろいろと行っていただきたいなと思います。

○勝又委員長

はい、分署長。

○消防分署長

ただいま伊藤議員から御指摘のとおり、どうしても交通事故等で血とかが付着してしまいますと、血というのは感染の関係だとかありまして、家に帰ってシャワーを浴びるとなると家族にうつるという可能性もありますので、計画的に庁舎の方の整備を行っていききたいと思います。御理解いただきたいと思います。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

3ページの消防水利設備の消火栓更新工事っていう140万になっているんですけど、も昨日消火栓のところでは除雪をしていましたのを見ていまして、これ何カ所ぐらいの整備に係る140万円か。それと消火栓というのは町内全部で何カ所あるのか。ちょっと聞かしていただきたいなと思います。

○勝又委員長

分署長。

○消防分署長

140万につきましては、先ほど御説明したんですが旧緑木材にあります消火栓が不具合でありますので、その1カ所分になります。で消火栓の数につきましては防火水槽と合わせて約60箇所だったと思うんですけども、ちょっと詳しい数字持って来てないものですから、また後程でも御報告させていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○勝又委員長

はい、池下委員。

○池下委員

1カ所分で140万っていう結構金額が大きいなというふうに思ったんですけども。例えば一遍に何カ所も壊れるってこと余りないのかなというふうには思うんだけども、常時こう点検しながらなるべく単年度に重ならないように予算計上してもらった方が、町としても楽に予算つけられるのかなというふうに思いますので、そういうふうにやっていただけたらと思います。

○勝又委員長

分署長。

○消防分署長

昨日も水利除雪の方を見ていただけたということでありました。昔は鉄柱管の赤い消火栓だったんですけど、今はステンレスの消火栓に随時更新をされていておりますので、計画的に水利の方もやっていきたいなと思います。また現在、水利の中の方で水が漏れているような箇所も見受けられるところが徐々に出てきておりますので、それらも毎年、点検をしながら、翌年の予算計上の時期に合わせて予算化していきたいなと考えております。御理解いただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。他委員さん。ありませんか。なければ終わります。③番救急活動状況及び傷病程度別搬送人員について。はい担当、よろしくをお願いします。

○消防予防係長

先般の常任委員会で委員よりご質問のありました救急搬送時の傷病者の状況について御説明いたしますので、5ページ目をお開きください。

まず上段の表ですが、前回の委員会でお示した救急の種別人員数であり、詳しい説明はここでは省略させていただきますが、清里町、斜里郡3町は平成27年中の集計で、最新となっております。北海道全国は、平成26年度中となっておりますのでご参照いただきたいと存じます。

伊藤議員からの御質問がありました、傷病者の程度別搬送人員の構成比であります。中段下の表となっております。清里町の場合、医師が死亡を判定した者が4人、2%、3週間以上の入

院である重症が34人、21%、3週間未満の入院である中等症が80人の50%、入院せず日帰りになったというケースが軽症となります43人、27%となっております。重症、中等症が斜里郡3町は北海道全国より%が高く、軽症は低い数字となっていることから、この数字を見ると個別ケースは別としまして他の市町村より適正な救急利用となっていると言えるのではないかと思います。

以上で説明を終わりますので御参考にさせていただきたいと思います。

○勝又委員長

ただ今救急活動の状況及び傷病程度別の搬送人員についての説明がございました。伊藤委員。

○伊藤委員

この間委員会で質問させていただいて、こういうものを作ってきていただいてありがとうございます。

それで、聞きたかったんですけども、27%軽症ですか。27%、全国で49パーセント。言われたとおり市民の利用がかなり低い。これは、良い結果だなと思っているんですが、不搬送って、これはどういうことを示しているものですか。

○勝又委員長

分署長。

○消防分署長

119番の救急要請がありまして、消防隊が行ったんですけども、例であげますとお風呂で入っているのぼせちゃって倒れちゃったけれど、救急隊員が行ったらのぼせがとれて、大丈夫だったよと。ただ不搬送の場合は必ず一筆書いていただきまして、その後も何かあったら、必ず119番もう一度お願いしますよと言って不搬送になるケース。それから奥さんが救急の要請したんですけども、その傷病者である旦那さんが絶対に乗りたくないという話になってしまったというケースも中にはあります。そのようなことが、不搬送の中に入っているということご理解いただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。他、委員さんありますか。

○消防分署長

すいません。先ほどの池下委員の御質問の数値がありましたので。平成25年6月の数字になってしまいうんですけども。消火栓が60基、消火栓が60基、それから防火水槽が40基、防火水槽が40基ということで、あわせて100基あるような形になっております。以上です。

○勝又委員長

消防署清里分署につきまして、全体を通してありませんか。はい池下委員。

○池下委員

今うちの町の消防で救急救命士たしか6名だったと思いますけど、前にもちょっと聞いたことがあるんですけど、増やしていく予定はあるのか。

○勝又委員長

分署長。

○消防分署長

現在のところですが、たしか決算委員会の時にご質問受けたと思います。現在のところ6名ということでありましてうち3月31日で1名が退職になります。で新規採用として1名ということでおれは救命士の方の採用という形になって6名になります。ちょっと違う町村でいけば15人ぐらいの職員のうち12名救命士っていう場合もあります。ただ、うちの町の規模の同等のところていくと、およそ6名程度が妥当な人数なのかなというふうに考えておりますので、現在先ほども当直4名と言いましたけど、当直隊には必ず救命士を入れるっていう形で勤務表の方でも、6名がいれば必ず入れる体制は作れるっていうことで実質やっておりますので、御理解いただきたい。

○勝又委員長

はい池下委員。

○池下委員

消防といったらほとんど火災の消火ということではなく、119番の救急の方が主に100%近く。そういうふうな推移で流れていきますけど、当然ながら救急救命士も6名おりまして、この救急救命士の技術的なものもそうですけど、わがまちもクリニックありますけど、救急ですぐ搬送ということになかなかならないもんですから、どうしても斜里国保それから小清水日赤と。これはしょうがない部分もありますけど。当然ながら隣り町の病院との連携というのは大切になってきますけど、これに対する普段からの行き来の中で、いろいろな医師とコミュニケーションが特に大事ななというふうに思うんですよ。そういったことにおいて、救急救命士は変わらないけど、特に斜里国保の場合は病院の先生がしょっちゅう変わっているとありますので、そこらへん上手くコミュニケーションとりながらやっていただきたいと。それが町民の安全安心につながるのかなというふうに思いますんで、そこら辺は十分考えながらやっていただきたいなというふうに思います。

○勝又委員長

はい分署長。

○消防分署長

昨年ちょっとお話したかもしれませんが、池下議員から9月に病院実習の関係も御質問がありました。平成27年につきましては6名の救命士のうち4名、11月に斜里国保病院での病院実習を行っております。27年度から初めてになりますけど、小清水日赤さんでも4名の救命

士の方が実習を受けているような形となっており、6名中4名抜かした1名につきましては、札幌の方の講習会の方も参加しているような形となっております、病院のお医者さん、それから看護師さんとの顔つなぎの方は1年にその1ヶ月になるんですけども、やっているような状況にはなっています。

お子さんが生まれて自宅というか実家の方でいた方が出産後不正出血を起こしまして、その方は、北見の病院だった。だけれども北見の病院と連絡取り合って行ったときに出血があったものですから、救命士の判断で小清水日赤に寄らせていただきました。そうするとその病院実習の後だったんですけども、実は看護師も同乗してうちの救急車に同乗して、北見の病院まで行ってくれたというケースもありますので、池下議員がおっしゃられたとおり、病院との関係救急隊との関係については今後も引き続き病院実習を通じながら行っていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。他ありますか。無いようですので、清里分署分終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

大きな2番、議会費予算について、①平成27年度一般会計補正予算及び平成28年度一般会計当初予算について。

○議会事務局主査

それでは、私の方から議会費予算について説明させていただきます。資料1ページお開きください。

まず平成27年度の補正予算これ実行補正になりますけれども一番上の表ご覧ください。

上段の議員期末手当を50万円減額します。理由は、条例に基づいて6月期末手当の支給時点での3名の新人議員さんの在職期間が3カ月未満であったために100分の30の割合で支給されたため、残額を減額するものです。この補正によりまして議会費の平成27年度の予算額は4千866万円となります。

次に下段の平成28年度議会費当初予算額をご覧ください。平成28年の一般会計当初予算ですが、基本的には例年と変わりなく予算を組んでおります。大きく変更にある分についてだけお知らせいたしますけれども、まず3段目の議員共済会負担金これは年金なんですけれども465万8千円の減となりますが、こちらは共済会より指定された負担率が減になったため減りました。次に6段目費用弁償こちらは、旅費でありますけれども、通常の業務による出張旅費の他に市町村アカデミーの4名分と道外所管事務調査分と北網ブロック府県調査分が合わさったため増額の予算となっております。次に自動車借り上げ料ですけれども道外所管事務調査に合わせて増額をいたしておりますので、多少増えております。以上主だったものだけ説明いたしました。

○勝又委員長

説明を終わります。ただ今議会費についての説明がございました。議員の皆さまからありませんか。なければ議会費終わります。

大きな3番、意見書の検討について。①給付型奨学金制度の導入拡充と教育費負担の軽減を求める意見書。はい事務局。

○議会事務局

それでは3番目の意見書の検討について、総務文教常任委員会所管の意見書が1件提出されておりますので、ご説明いたします。資料につきましては仕切り紙の意見書の検討について1ページからでございます。

給付型奨学金制度の導入拡充と教育費負担の軽減を求める意見案でございます。提出依頼者は、清里地区連合会長藤原啓介氏でございます。内容につきましては4ページをお開きください。

奨学金の利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景には大学の納付金の高騰や家庭収入が減少していることがあります。奨学金に頼らなければ進学できない学生が多数を占めていることとなっています。一方、不安定雇用や低賃金により卒業しても返済に苦しむ若者が増加して延滞者は33万人に及び、大きな負担となっております。このような状況から記以下3点の事項について要望するものです。1、速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに高校を含めて拡充すること。2、当面貸与型奨学金は無利子とし延滞金は廃止すること廃止までの間返済金は元金、利息、延滞金の順に充当するとともに所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。3、大学等の学費の引き下げや事業量減免の拡充を実行すること。

以上ですけれども、3月定例会に委員長名での意見書の提出、そしてご協議をお願いしたいと思います。

○勝又委員長

ただ今、意見書の説明がございました。3月議会に取り込むということでよろしいでしょうか。いいですか。はいそれでは終わります。はい伊藤委員。

○伊藤委員

先ほどの議会費の補正予算のところなんですけど委託料のところユーストリーム更新で1万1千円が28年度ゼロになっているんですけど、理由を聞かせてください。

○議会事務局

28年度の議会費の当初予算の中の委託料がゼロ円になっているという件でございますけれども、こちらのユーストリームの更新とあげていきますけど、これはバージョンアップした時のみの対応でして、今回はバージョンアップしておりませんので0円となっております。またバージョンアップした際にはあげさせていただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。それでは他ありませんか。大きな2番、3番について終わります。大きな4番の次回委員会開催について。

○議会事務局長

今のところ未定です。

○勝又委員長

はい今のところ未定ということです。大きな5番目その他ありませんか。

●閉会の宣告

○勝又委員長

それでは、第3回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 1時50分)